

11.72

MIG
F406 72
1

工業簿記大綱

山下 勝 治

彦根高等商業學校教授

晁 文 社 版



3 2285 6934 3

序

凡そ複式簿記を理解するものは、工業簿記は之を平易に理解し得る筈ではあるが、多くの工業簿記書は反つて之を複雑難解にしてゐると言ふ嫌なしとしない。それは解説の不十分なためではなくて、工業簿記と原價計算との關聯の不明瞭化、その取扱態度の不明確化に由來してゐるものと考へる。工業簿記の理解には、工業簿記の領域と内部的な計算手續である原價計算の領域とを明確に區劃すると共に、兩者の有機的關聯を明にすることが何より必要なことである。解説に當つては特にその編成に留意せねばならない所以である。

著者はこの點に着目して、工業簿記の取扱ふ範圍と原價計算の取扱ふ範圍とを明確に區別することに留意し、以つて本書では主として工業簿記の處理法に重點を置くことに努めた。所謂工業簿記書としての色彩が濃厚になつてゐるところに一つの特色が存してゐると考へる。然し、他面に於て工業簿記は常に内部的な原價計算制度と有機的に結び付いてゐるので、必要な範圍に於て原價計算制度の解説を試み、努めてその個々の原價計算制度の場合に於ける工業簿記の處理法を明にすると云ふ解説方法を探つた。

蓋し、特定の原價計算制度と結び付かない工業簿記は現實には存在し得ないからである。この點に本書のもつもう一つの特色が存してゐると考へる。

今や、高度國防國家の建設に伴ふ生産力擴充計畫を通して、日本經濟の再編成は着々進められ、工業の發展には質的にも量的にも驚くべきものがあると共に、利潤統制、價格統制の實施も亦具體的に展開しつつあるので、工業に於ける組織的な會計處理の方法を研究することは極めてその切實の度を深めつつある。工業簿記の普及發達が凡ゆる角度から要望せられつつある所以である。

晁文社の請託に應へて、中等教本としての本書を公刊する所以も亦全くこの點に存すると共に、更に本書は一般工業簿記研究者の教本ともなり得ることを念願してゐる。若し著者のこの微意が達せられて、本書が本邦に於ける工業簿記の普及發達に何等かの役割を果すことゝもならば、それは只に著者一人のみの喜びに止まるものではない。

昭和十五年十月三日

彦根高等商業學校研究室に於て

山下勝治

495.54
0582(4)

工業簿記大綱

目 次

第一章 工業簿記の特色	1
工業簿記の内容…(1) 工業簿記の特色…(3) 問題…(5)	
第二章 工業に於ける事務分掌	6
總説…(6) 總務部…(7) 製造部…(7) 營業部…(8)	
第三章 製品原價の構成	9
原價の意義…(9) 原價構成要素…(9) 製品原價の構成 段階…(12) 問題…(13)	
第四章 工業簿記特有の勘定	14
總説…(14) 原料勘定…(15) 工賃勘定…(15) 製造間接費 勘定…(16) 製造勘定…(17) 製品勘定…(17) 製品賣上勘 定…(18) 問題…(18)	
第五章 原價計算制度と工業簿記	19
原價計算制度と工業簿記…(19) 綜合原價計算制度…(19) 個別原價計算制度…(20) 問題…(22)	
第六章 單純綜合原價計算制度に於ける工業簿記	23
單純綜合原價計算の場合に於ける工業簿記…(23) 記帳 例…(25)	
第七章 工程別綜合原價計算制度に於ける工業簿記	30
原價計算の順序…(30) 勘定記入關係…(32) 問題…(34)	

第八章 工業簿記の決算	35
決算手續…(35) 決算表…(36) 決算例示…(36) 標準決算表…(39)	
例題記帳 練習 1 練習 2 練習 3	42
第九章 個別原價計算制度に於ける工業簿記	50
第一節 個別原價計算制度	50
個別原價計算制度の特色…(50) 製造指圖書…(51)	
第二節 原料費	52
原料費の意義…(52) 原料の仕入…(53) 原料の倉出…(54)	
第三節 工賃	56
總説…(56) 労働時間の記録…(57) 工賃支拂帳…(53)	
工賃分類表…(59) 退職積立金勘定…(61) 健康保険料勘定…(61) 未拂税金勘定…(62)	
第四節 原料, 工賃に関する取引例示	63
第五節 間接費	66
内容…(66) 間接費配賦の困難性…(67) 間接費の部門別配賦…(68) 間接費の製品別配賦…(70) 間接費の原始記帳…(74) 間接費の部門別配賦記帳…(74) 間接費の製品配賦記帳…(78) 原價元帳…(79)	
例題記帳 練習 4	80
第十章 工場會計の獨立	86
必要…(86) 工場元帳の設定…(87) 記帳法…(88)	
第十一章 工業簿記の勘定組織と帳簿組織	90
第一節 工業簿記の勘定組織	90
靜止勘定…(90) 財政勘定…(90) 經營外損益勘定…(90)	

製造原價要素勘定…(91) 部門費勘定…(91) 製造勘定…
 (92) 一般管理費勘定…(92) 半製品(仕掛品、製品、仕損品、副
 製品)勘定…(93) 販賣費要素勘定、販賣間接費勘定…(93)
 製品賣上勘定…(94) 間接費差額勘定…(94)

第二節 工業簿記の帳簿組織……………95

製造命令に關する書式…(95) 原料費に關する帳簿書式
 …(95) 工賃に關する帳簿書式…(96) 經費に關する帳簿
 書式…(96) 補助部門費の部門配賦に關する帳簿書式…
 (97) 製造原價の集計に關する帳簿組織…(97) 一般管理
 費要素及其集計に關する帳簿書式…(98) 半製品、製品、仕
 損品、副製品等に關する帳簿書式…(98) 販賣費總原價に
 關する帳簿書式…(99) 賣上に關する帳簿書式…(99)

第十二章 統制經濟の發展と工業會計……………100

統制經濟の發展と企業家の任務…(100) 統制價格と原價
 計算の統一…(101) 工業會計統一化の内容…(102)

附 錄 製造工業原價計算要綱……………104

一 原價計算要綱制定の意義…(104) 二 製造工業原價
 計算要綱…(106)

工業簿記大綱

第一章 工業簿記の特色

工業簿記の内容 工業簿記は簿記の一般的理法を工業の會計に適用したものを言ふ。故に、工業簿記は單式簿記による工業簿記と複式簿記による工業簿記とに之を區別し得る譯であるが、普通、工業は商業に比較して規模も大きく、且つ組織も亦複雑してゐるので、その財産並に資本の増減變化を組織的、系統的に記録する必要からして、工業簿記に於て單式簿記を利用することは極めて稀である。従つて、工業簿記は即ち複式簿記の理法を工業に適用した簿記法であると言ふことが出来る。

商業に於ては、他より仕入れた財貨(商品)をそのまま販賣することを業務活動の原則としてゐる譯であるが、工業に於ては、他より仕入れた財貨に更に加工し、之を變形若くは變質せしめて製品となし、以つてこの製品を販賣すると言ふことを業務活動の原則としてゐる。故に工業に於ては、商業に於けるが如き仕入と販賣との外に、その中間に製造若くは製作と言ふ新たな作業過程が介在することとなる。この場合、工業に於ける仕入は製品となるべき原料、補

助材料の購入であり、販賣は新に造られた所謂製品の販賣であるから、工業に於ては商品と言ふ用語は用ひられない。仕入と販賣との中間に存する製造若くは製作の過程に於ては、原料、補助材料の使用、勞働力の使用、機械・工具等工場設備の利用と言ふ工業特有の作業活動が行はれる。

然るに、工業に於ても工場用建物の建設、機械・工具の買入、原料補助材料の買入、工賃の支拂、製造諸経費の支拂、製品の販賣等の諸活動は、一樣に外部との商的取引活動であるから、その範圍の處理は商業簿記の知識をもつて充分である。故に、工業特有の問題は、之等外部から購入した機械・工具、工場建物を利用し、原料補助材料を消費し、更に勞働力を消費することによつて、製品を造ることに存してゐる。その結果、この内部的な製造過程に於て、その製品のために犠牲とされた價值額を確める爲めには特殊の處理法を考案する必要がある。故に、工業簿記の主たる問題は、この製造過程に於ける會計の處理法に存してゐると言はねばならない。

以上の如くして、工業簿記の内容は、外部の商的取引活動から生ずる財産並に資本の増減變化を記録する處理法と、内部的製造過程に於て製品のために消費された價值犠牲額を記録する處理法との二つの

領域をもつこととなる。故に、工業簿記は所謂商業簿記的記録と製造簿記的記録との二つを包含してゐると言ふことが出来る。然も、一つの工業に於てこの二つの記録が夫々別に行はれてゐては意味がないので、兩者を一つの簿記體系の中に如何に組織的に結合し、以つて、如何にして事業全體の會計處理を合理的に行ふかと言ふことが、工業簿記研究の重要な任務となる譯である。工業簿記に於て帳簿組織の關聯を明にすることが忘れられてはならない所以である。

工業簿記の特色 工業の特色が製造過程をもつ點にあるところから、工業簿記の特色も亦製造過程をもつことから由來する。その主たる特徴を列擧すれば次の如くである。

イ、工業簿記に於ては、製品の原價とその賣上收入金との比較から成果の計算を行ふものであるから、工業簿記では製品の原價を記録計算することが必要となる。そのためには、原料、補助材料は言ふに及ばず、工賃、製造經費も亦直に之を損費として處理することなく、製品の原價を構成するものとして考へねばならない。商品の購入に直接必要な經費が商品の原價を構成すると同様な意味に於て、製造に犠牲とされた凡ての失費は之を損費と考へない。それ

は、凡て製品の原價を構成するものとして處理することが必要となる。

ロ、製品の原價を決定するがために、工業簿記に於ては製造勘定が重要となる。この勘定によつて製品の原價を確定すると共に、製造中途にある半製品若くは仕掛品の原價を確定することが出来る。故に、製造勘定は工業簿記の中心的勘定と言ふことが出来る。工業簿記に於ては、製品に犠牲とされた凡ての價値は、その都度夫々の勘定からこの製造勘定に振替へられ、製品が完成すれば、その製品原價を製造勘定から製品勘定へ振替へる。故に、製造勘定の借方残高は仕掛品の原價を表はすこととなる。

ハ、製造勘定へ振替へらるゝ失費の金額、製造勘定から製品勘定へ振替へらるゝ製品の原價の決定は、原則として、内部的な原價計算の司るところである。製品の原價を確定する原價計算は専ら内部的な製造過程で行はれるものであるから、その記録計算は必ずしも勘定形式で行ふ必要はない。故に、工業簿記は原價計算に必要な資料を提供する譯であるが、又反對に、原價計算で確定された資料によつて工業簿記の記録が行はれると言ふ關係にある。即ち、工業簿記は内部的な計算である原價計算と密接に結びついてゐなければならない結果、之を内部的な原價計

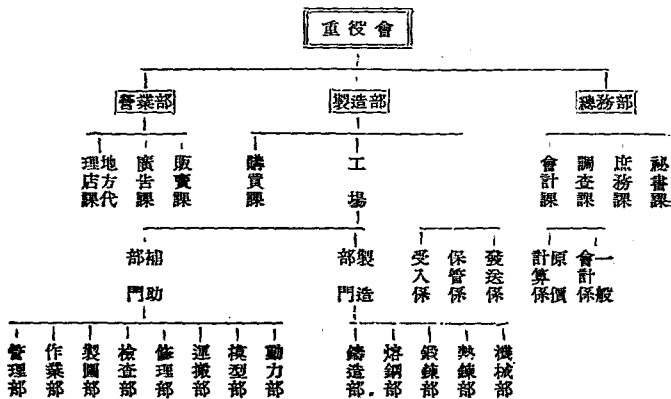
算の方法と關聯せしめて理解する必要がある。尤も、工業簿記と原價計算とを全く別個に獨立せしめることも出来る譯ではあるが、大規模にして、複雑な組織をもつ近代工業に於ては、兩者を體系的に結びつけなくては完全な記録計算は不可能である。

〔問題〕

101. 工業と商業との相違は何か。
102. 工業簿記と商業簿記との大きい相違點はどこか。
103. 工業簿記の取扱ふ範圍は何か。
104. 工業簿記の特色は何か。
105. 工業簿記に於ける損益計算の方法を考へよ。
106. 製品の原價はどんな要素から成るかを考へよ。

第二章 工業に於ける事務分掌

總 說 工業に於ける事務分掌の編成は、工業の種類、規模の大小、製品の態様等により夫々異なるべきものであつて、その編成に一定の型がある譯のものではない。要は、必要に應じて分掌を出来るだけ細部に分つと共に、その分れた事務が中央に統合される様に編成し、もつて、事業全體の管理統制が出来る様に工夫することが望ましい。殊に、規模が大きくなればなるだけ、全體の管理統制が困難となるので、事務分掌にはこの點を考慮して、事業全體の管理統制の出来る様な管理組織を形成することが必要となる。今、その典型的な事務分掌の組織を示せば次の如くである。(尤も、工場の内部に關しては、金屬機械工業の部門を示しておいた。)



総務部 総務部は製造部及び営業部全體を管理統制する部であるが、營業に直接關係することはない。普通、事業に必要な調査、庶務、秘書等の事務がこゝで行はれるのであるが、更に、會計事務がこの部に屬することがある。故に、この場合には事業全體の會計整理は勿論のこと、製品の原價計算に關する事務も亦こゝで行はれるので、營業部、製造部の計算資料は、最後には凡てこの會計課に集合せられることが必要となる。

製造部 製造部は工業に於ける中樞部門であつて、原料の買入、保管から、製造作業の遂行、製品の保管、引渡に至るまでの一切の作業及び事務を司る部門である。製造部は、原料の購買を司る購買事務、原料及び製品の保管をなす倉庫保管事務、製造作業に關する一切の事務を司る工場作業事務の三つの事務に之を大別することが出来る。

購買課は製造に必要な原料、補助材料、工場消耗品等の購買事務を司るものである。原料、補助材料の適否は製造作業の圓滿なる遂行、製品の品質に重大なる影響をもつ上に、その購入價格は製品原價の大きさに直接關係するところが大きいので、この課では、原料に關する専門的知識を必要とすると共に、市況にも亦明るい人が要求せられる。

工場は實際に製造作業を行ふところであるから、工業の性質、規模の大小により、こゝには多くの製造部門が必要となると共に、更に、製造作業には直接關係なく製造作業の補助的役割をもつ多くの補助部門が必要となる。例へば、金屬機械工業に於ける機械部門、熱鍊部門、鍛鍊部門、熔鋼部門、鑄造部門の如きは所謂製造部門であるが、動力部・模型部・運搬部・検査部・製圖部・作業部・管理部の如きは所謂補助部門であるが如くである。製品の原價計算が總務部會計課で行はれないときには、工場内に設けられた原價計算係が之を行ふものであることは言ふ迄もない。

倉庫部は、購買課で購入された原料、補助材料の品質、數量の検査、その受入、保管、更に工場よりの倉出請求に基き、その原料、補助材料の倉出を行ふ。製品が完成した時には、工場より製品の受入をなし、營業部よりの請求により、製品を買主に發送する事務を司る。

營業部 營業部は製品の販賣、代金の回収、廣告等商企業を行ふ事務を司るものであるが、製品の販賣に當つては、その製品の構造、特徴等の説明が必要となるので、特に工業的知識を必要とする。この點に於て、工業會社の營業部と商事會社の營業部とは多少趣を異にしてゐる。

第三章 製品原價の構成

原價の意義 一個の製品が完成するまでに、その製品のために犠牲となつた總ての價值をその製品の原價 (cost) と言ふ。製品のために犠牲となる價值は、物財の價值と用益の價值とから成るものであるが、それ等は常に支出を伴ふものとは限らない。例へば、寄贈を受けた建物を使用し、無償の工具を使用するが如くである。普通、原價は支出を標準として決定する譯ではあるが、然し、常に支出が原價決定の標準となるものと考へてはならない。又、原價は製品の製造のために必要不可欠な價值犠牲から成るものであるから、支出の中でもその製造に關聯のないものは原價となるものではない。例へば、國防献金、火災損失、神社佛閣への寄附の如き支出は製品の原價とならざるが如くである。故に、原價は、一定製品のために要した必要不可欠な財貨並に用益の價值犠牲額であると言ふことが出来る。

原價構成要素 原價構成要素は様々の觀點から之を考へることが出来る。

製品のために犠牲とされた價值の擔ひ手から之をみれば、製品の原價は物財並に用役の價值に大別することが出来る。製品の素材となる原料、材料の如

きを消費するが如き(原料費)、機械、工具、建物を利用することにより價值減價を生ずるが如きは(減價消却費)前者の例であり、製造のために勞働を消費するが如き(工賃)、物財若くは勞働の如き生産要素に振向けられた資本に對する支拂利子の如きは(利子費)後者の例である。然し、流通經濟内に於ける經營は孤立的存在ではなくして、常に他の經營から一定の用役を受けると共に、他より課せらるゝ負擔を負ふことによつてその存在を保つものであるから、これ等の用役若くは負擔も亦原價の構成要素となる。運賃、保險料、地代家賃、旅費の如き外部用役、租税の如き外部負擔に對して支拂ふ失費が原價となるが如きそれである。故に、原價の擔ひ手から原價構成要素を分類すれば次の如くなる。

- イ 消耗財の消耗より生ずる原料費
- ロ 利用財の價值喪失より生ずる減價消却費
- ハ 勞働用役の消費より生ずる工賃
- ニ 資本利用より生ずる支拂利子
- ホ 外部用役の利用、外部負擔金の支出に伴ふ支拂費用

註 原價の構成要素としては、一般に原料費、工賃、經費の三つが挙げられるのであるが、この場合には、經費は減價消却費、利子費、支拂費用の三つを一括したものであることを特に注意せね

ばならない。

次に、原價構成要素は、製品に犠牲とされた價值を直接に計算し得るか否かによつて、直接費(個別費)と間接費(共通費、割掛費)とに之を區別することが出来る。原價は製品のために犠牲とされた價值の合計であるから、その犠牲が直接的なものであるか間接的なものであるかは問ふところではないが、直接費と間接費とに區別する所以は、價值犠牲を製品に直接賦課し得るか否かと言ふ原價計算上の必要から來たものである。故に、同一品種の製品を大量に生産する工業に於ては、凡ての價值犠牲がそのまま直接に原價となるものであるから、かゝる場合には直接費間接費の區分は無益である。ところが、造船業、鐵工業、飛行機製作工業、機械製作工業の場合に於けるが如く、同一品種ではなくて、個々別々の製品を製造する場合には、その製品に直接犠牲となつた價值は之を直接に計算し得るが、一般管理費、動力費、修繕費、税金の如き、どの製品にも共通に發生した價值犠牲は之を個々の製品に直接計上し得ない。故に、かゝる共通費は、之を一定の基準に従つて間接的に個々製品の原價に賦課せねばならない。共通費が間接費、割掛費と言はるゝ所以である。かくて、直接費、間接費の區分は専ら原價計算の必要から來

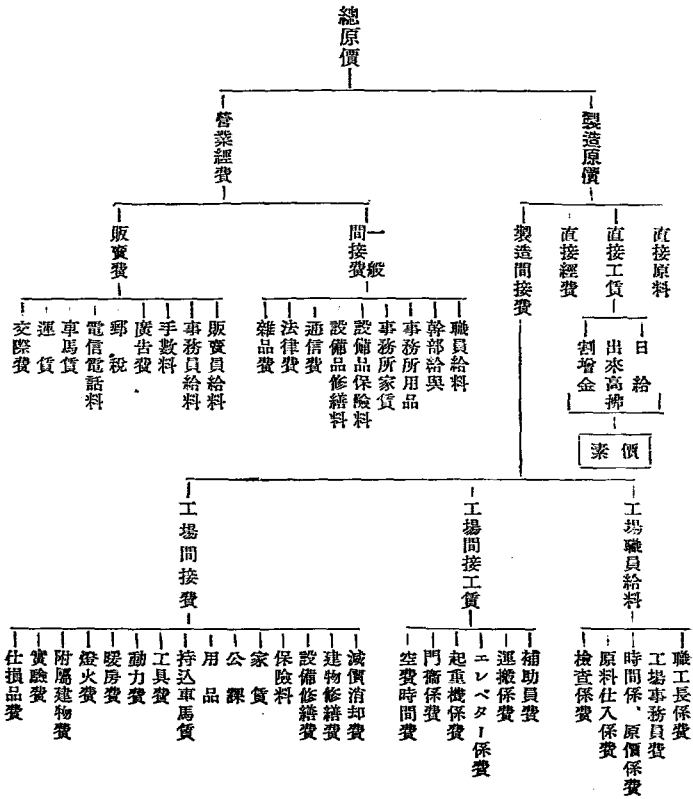
たものであつて、個別原價計算の行はるゝ場合に特に意味をもつものである。

製品原價の構成段階 製品の原價を構成するものは原料費、工賃、經費であるが、原料費、工賃は如何なる場合にも直接之を確め得るので、その兩者の合計を直接原價、正味原價又は素價と言ふ。この直接原價の中には、時に或註文品に對する直接實驗費の如き直接經費が加算せらるゝことがある。この直接原價に製造間接費を加算したものを製造原價又は工場原價と言ふ。原價計算は即ちこの製造原價を計算確定することを任務とする。更に、製造原價に販賣費、一般事務費、租税の如き營業經費を加算したものを總原價と言ふ。この總原價に一定の利益を加算したものが製品の販賣價格となることは言ふ迄もない。然し、原價計算は製品完成と同時に出来るものではないから、販賣利益の確定は原價計算の終了を待たなければ之を行ふことは出来ない。

製品の原價構成の大要並に原價構成の費目一覧を示せば次の如くである。

直接經費 工原料費		製造間接費 ・直原 接價	營業經費 製造原價	利 益 總 原 價	販 賣 價 格
--------------	--	--------------------	--------------	--------------------	------------------

原 價 計 算



〔問題〕

301. 原價の意義を明にせよ。
302. 原價構成要素を列挙せよ。
303. 直接費，間接費区分の必要如何。
304. 製品原價の構成段階を明にせよ。
305. 賣價はどうして決定せらるゝか。

第四章 工業簿記特有の勘定

總 説 既に述べた如く、工業簿記は商取引活動に関する記録と、内部的な製造過程に関する記録とから成るものである。商取引活動に関する取引の処理は商業簿記の取扱ふ範囲であるから、工業簿記として別に新しい問題がある譯ではない。故に、工業簿記に於て特に説明を要するものは製造過程に関するものであり、製造過程に關係ある勘定科目を明にすれば足る。

ところが、製造の内部過程に於て、製品の原價を確定することは専ら内部的な原價計算の取扱ふところであるから、簿記は只その原價計算の提供する資料によつて記録をすれば足る。原料、工賃の消費を如何に記録し、間接費を如何に配賦して以つて製品の原價を確定するかは専ら内部的な原價計算が之を行ふ。故に、原價計算に於ては必ずしも簿記的方法若くは勘定形式による記録をなすものではなく、従つて、それは簿記の取扱ふ範囲ではない。簿記は只内部的な原價計算のために必要な資料を提供し、更に、原價計算から必要な資料を受けて始めて記録が行はれる。換言すれば、商業簿記に於ける棚卸に相當するものが、工業簿記に於ける原價計算に相當

するものと考へて差支ない。然し、工業に於ては複雑な製造過程をもつてゐるので、製造過程の進行に即して原價の計算を行ひ、之を系統的に記録する必要が生じてゐると言ふことが出来る。工業簿記の取扱ふ範圍と内部的な原價計算の取扱ふ範圍との區劃を明確にし、兩者の關聯を明にして置く必要がある所以である。今、工業簿記特有の勘定科目について説明すれば次の如くである。

原料勘定 原料勘定借方には原料仕入高が記入され、同貸方には定期に(月末)工場への引渡高が記入されるから、残高は普通借方にあつて、手持原料の仕入原價を表す。工場へ引渡された原料は製品の原價を構成するものであるから、最後には、それが製品勘定の中に具現して來ることとなる。故に、原料は一部分は手持原料として原料勘定に、一部分は製品の原價となつて製品勘定に、更に一部分は製造中途にある製品の原價となつて仕掛品勘定に現はれてゐることとなる。

工賃勘定 普通、労働者へ支拂はれた賃銀若くは工賃高が借方へ記入される。既に述べた如く、工業簿記ではこれは單純な損費ではなくて、製品の原價を構成するものであるから、月末其他定期には一定額が製造勘定借方に振替へられると共に工賃勘定貸

方に記入せられる。故に、それは最後には製品勘定の中に具現して來ることは原料の場合と同様である。故に、工賃は決算期には一部分は製品原價となつて製品勘定に、一部分は製造中途にある製品の原價となつて仕掛品勘定に現はれてゐることとなり、普通残高をもたないこととなる。

製造間接費勘定 製造間接費に屬する經費は、減價消却費、地代家賃、機械設備の賃借料、特許權使用料、保險料、税金、旅費、通信費、照明煖房費、動力費、用水費、運搬費、材料保管費、修繕費、検査費、従業員諸手當、従業員退職手當及健康保險料負擔金、従業員募集費、従業員福利施設費、試験研究費、仕損費等から成る。之等の諸經費は、平素は夫々獨立の經費勘定をもつて記録處理される譯であるが、原價計算期末には、製造に關係ある部分が定期に之等の經費勘定から製造間接費勘定借方に振替へられ、最後には製品勘定の原價となつて現はれる。故に、製造間接費勘定の金額は一部分は製品の原價となつて製品勘定に、一部分は製造中途にある製品の原價となつて仕掛品勘定に現はれ、普通残高をもたないこととなる。尤も、製造間接費は豫定された配賦尺度でもつて製品原價に賦課せられるものであるから、豫定配賦尺度で賦課された間接費と實際の

製造間接費との間には差異が生ずるものであるが、その差異は間接費配賦超過若くは間接費配賦漏勘定として処理し、製品原價には関係せしめない。

註 一般に製造間接費と考へらるゝ減價消却費、保険料、税金の如き経費は、必ずしもその全部が製造に關係ある経費と言ふことは出来ない。一部分は一般營業経費に屬することが普通である。故に、製造間接費勘定に振替へらるべき金額は、必ずしもその夫々の経費勘定の全部ではない。故に、製造間接費勘定へ振替へられた後の之等の経費勘定借方残は、一般の營業損益計算に移されることとなる。

製造勘定 製造勘定は或は之を仕掛品勘定と言ふことがある。製造中の製品原價を表す勘定であつて、前述製品原價を構成する原料、工賃、製造間接費勘定の金額は、定期にこの製造勘定借方に振替へられ、製品が完成しただけ製造勘定から製品勘定借方へ振替へられる。従つて、製造勘定借方残高は製造中途にある製品の原價を表はしてゐる。普通製造勘定で處理してゐる場合には、決算期にこの製造勘定借方残高を仕掛品勘定に振替へる。故に、製造勘定借方は製造経費を表はすものであるが、同貸方は製品を表はしてゐることを注意せねばならない。

製品勘定 この勘定借方には製造勘定から振替へられた製品の原價を記入し、同貸方には賣上製品の原價を記入する。故に、残高は借方にあつて、手持

製品の原價額を表してゐることとなる。

製品賣上勘定 この勘定は製品が賣却されたとき、

賣掛金 ×× 製品賣上 ××

としてその賣却高を同貸方に記入し、同借方には、
賣却された製品の原價を

製品賣上 ×× 製 品 ××

として、製品勘定からこゝへ振替へる。故に、この
勘定の貸方残高は製品賣却の利益を示すこととなる。

以上は、工業簿記に於ける勘定で主として製造過程に關聯するものを説明した譯であるが、この外工業簿記特有の資産勘定に、機械勘定、工具勘定、鑄型木型模型勘定の如きものがある。之等の勘定は商業簿記に於ける資産勘定と同様に取扱ふべきものであるから、こゝには説明を省略する。

〔問題〕

401. 原料、工賃、製造間接費勘定借方に記入された金額は、決算期には夫々どう言ふ勘定の中に現はれることとなるか。
402. 製造勘定と仕掛品勘定との關係を明にせよ。
403. 製造勘定は損益勘定若くは資産勘定の何れに屬する勘定であるか。
404. 製造に關係ある諸勘定の相互の關聯を一覽表の形式で表示せよ。

第五章 原價計算制度と工業簿記

原價計算制度と工業簿記 既に述べた如く、工業簿記は原價計算に必要な資料を提供すると共に、原價計算より必要なる資料を受ける關係に立つ。工業簿記と原價計算とは密接に結合してゐなければ、正確迅速なる會計の處理は出來ない所以である。故に、工業簿記の内容は一定の原價計算制度と結付いて始めて之を決定し得るものであるから、原價計算制度の相違によつて工業簿記の處理の方法も亦異なることとなる。一般に、原價計算の制度は工業の性質に適應して考案されなければならないものであるから、工業の種類によつて綜合原價計算方法と個別原價計算方法との二つの形態が存することとなる。その結果として、工業簿記の處理方法、勘定設定の方法も亦二つの場合に分つて研究する必要がある。勿論、製品の種類、經營規模の大小、作業方法の相違等によつて原價計算の方法も若干異なる譯ではあるが、基本的な原價計算制度は、その作業の形態によつて以上二つの計算制度に分けることが出来る。

綜合原價計算制度 紡績業、製粉業、製紙工業、採炭業、釀造業に於けるが如く、同性質の製品が同時に連續的に生産せらるゝ事業に於ては、この綜合

原價計算制度が採用せられる。これ、かゝる作業形態をもつ製造工業に於ては、製造に要したる諸費用を個別的、直接的に製品に配賦することは不可能であるからである。故に、この場合には一定期間内に完成した製品量と、同一期間内にその製品のために必要とした總原價とを計算し、總原價を製品量にて除することによつて、製品の單位原價を確定することが出来る。故に、この場合には製品原價を直接費と間接費とに區別して計算する必要はなく、只、必要な原料費、工賃、經費を正確に記録すれば足るのであつて、原價計算の手續も亦簡單となる。

然し、この場合に於ても、紡績業、製粉業、製紙業等に於ける如く、作業行程が數個の階段に分れてゐる場合には、單純に總原價と總製品量とを記録するのみでは不十分であるので、各工程を管理する必要上、行程別に原價計算をすることが行はれてゐる。これを工程別綜合原價計算法と言ふことが出来る。之に反し、採炭業の如き單純な工程から成る場合に於ては、單純な綜合原價計算法で足る譯であつて、之を工程別綜合原價計算法に對して單純綜合原價計算法と言ふことが出来る。

個別原價計算制度 自轉車製造業、家具製造業、機械製作業、造船業等の如く、夫々種類、規格を異

にする異なる製品を製造する工業に於ては、前述の如き総合原價計算によつては個別製品の原價を計算することは出来ない。こゝに、個別の製品の原價を個別に計算する個別原價計算方法が採られねばならない根據が存してゐる。故に、こゝでは個別の製品毎に原價を記録するものであるから、原價は直接費と間接費とに區別して之を記録する必要が生ずる。その製品のために直接的、個別的に必要な原料、工賃は直接に之を記録し、更に、工場に於て共通的に發生した共通費若くは製造間接費は、之を間接的に配賦して製品の原價を計算せねばならない。故に、こゝでは直接費、間接費の區分が必要となる上に、間接費を個別製品に配賦することが重要な研究課題となる。

個別原價計算制度の下に於ては、個別の製品の製造に際して、豫め個別の製品を指示した製造指圖書若くは作業命令書が作製され、この製造指圖書に基いて製造作業が開始される。故に、直接原料費、直接工賃はこの製造指圖書別に直接記録され、製造間接費も亦この製造指圖書別に配賦される。一名指圖書別原價計算法とも言はるゝ所以である。その原價計算の方法は最も複雑してゐるので、原價計算と言へば即ち個別原價計算法を指すものとして廣く研究

されてゐる現状である。

註 正確には綜合原價計算は四つの種類に分けることが出来る。單純綜合原價計算，等級別綜合原價計算，工程別綜合原價計算，組別綜合原價計算之である。

等級別綜合原價計算は，同一工程に於て同種の製品を連續的に生産するのであるが，その製品の形狀，大き，品位等により等級に區別する場合に適用するものであつて，この場合には總原價を先づ等級別に分割し，次いで各等級費用を當該等級の製品に均分するものである。次に組別綜合原價計算は，同一工場又は同一工程に於て材料又は作業を異にする製品を組別に連續生産する場合に適用するものであつて，原價を各組別に計算し，各組毎に綜合原價計算を行ふものである。鑄物業に於て普通用ひられる。

事業が綜合原價計算を適用する場合には，作業の形態に應じて單一工程計算若くは工程別計算の何れかを用ひ，之に單一製品計算，等級別計算，組別計算の何れかを組合せて具體的に適用することとなるものである。

〔問題〕

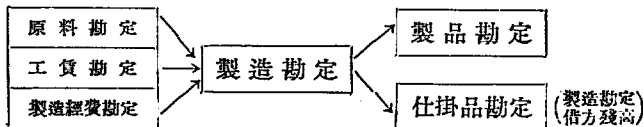
501. 綜合原價計算制度と個別原價計算制度とが用ひらるる工業の種類を列擧せよ。
502. 綜合原價計算制度と個別原價計算制度の原價計算上の特徴を比較せよ。

第六章 單純綜合原價計算制度に於ける工業簿記

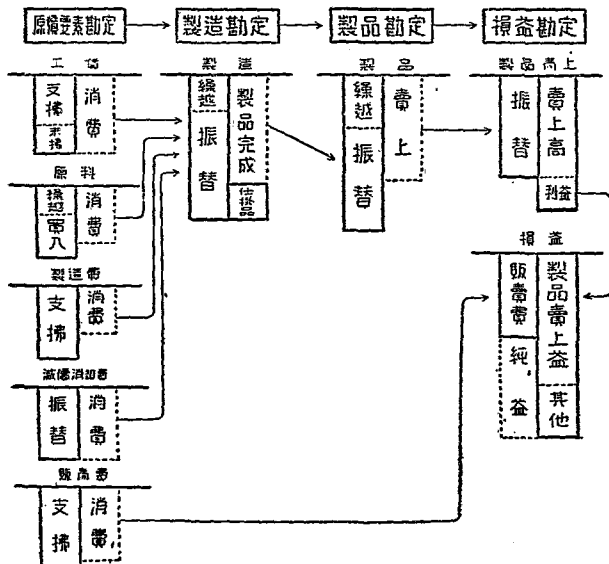
單純綜合原價計算の場合に於ける工業簿記 醸造業に於けるが如く、同性質の製品が連続的に生産せらるゝ工業形態に用ひらるゝ原價計算制度であつて、一定期間の生産量と總原價から、單位原價が確定される。故に、それは原價計算制度を実施するものとしては最も簡單なものである。従つて、單純綜合原價計算の場合に於ける工業簿記も亦簡單となる譯であつて、この場合、製造に關係ある勘定科目を列擧すれば次の如くである。

1. 原料勘定
2. 工賃勘定
3. 製造經費勘定
4. 製造勘定
5. 製品勘定
6. 仕掛品勘定

この場合に於ける製造の進行と記録關係とを圖示すれば次の如くなる。



この關係の詳細な圖解を示せば次の如くなるのであつて、工賃、原料、製造經費(製造費、減價消却費等)等の一切の原價が製造勘定に振替へ集合され、一定期間の完成製品が製造勘定から製品勘定に振替へられる。故に、製造勘定借方殘高は仕掛品の原價を表し、製品勘定の借方殘高は製品手持高を表す。製品賣上損益は製品賣上勘定から損益勘定に移され、こゝにその他の營業損益が振替へられて純損益が確定される。



今、その記帳例を示せば次の如くなる。

記帳例

仕 譯 帳

1

日附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
6 1	諸 口 (資本金)			250,000 00
	(原 料)		14,500 00	
	(製 品)		7,000 00	
	(製 造)		2,500 00	
	(機 械)		140,000 00	
	(工 具)		12,000 00	
	(什器造作)		2,000 00	
	(建 物)		50,000 00	
	(現 金)		22,000 00	
	上記諸資産ヲ引繼ギ事業開始			
7 5	(製 造)		5,000 00	
	原料倉出 (原 料)			5,000 00
7 7	(原 料)		3,500 00	
	原料掛買 (太田商店)			3,500 00
8 8	(製 造)		1,000 00	
	原料倉出 (原 料)			1,000 00
8 8	(太田商店)		200 00	
	原料ノ内品造ノ分返却 (原 料)			200 00
	次 業 繰 越	レ	259,700 00	259,700 00

仕 譯 帳

2

日附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 葉 繰 越	レ	259,700 00	259,700 00
6 9	(製造経費)		450 00	
	(現 金)			450 00
	機械修理費現金拂			
〃 10	(當座預金)		20,000 00	
	(現 金)			20,000 00
	現金預入			
〃 12	(工 賃)		1,500 00	
	諸 口			
	(現 金)			1,400 00
	(健康保険料)			30 00
	(退職積立金)			30 00
	(未拂税金)			40 00
	(未拂税金ハ工賃ヨリ差 引クベキ職工ノ所得税)			
	支拂工賃内譯帳ニヨル			
〃 15	諸 口 (工 賃)			1,500 00
	(製 造)		1,050 00	
	(製造経費)		450 00	
	支拂工賃ヲ直接工賃, 間接工賃ニ 配分			
〃 〃	(現 金)		1,500 00	
	(當座預金)			1,500 00
	現金引出			
〃 16	(製造経費)		80 00	
	(現 金)			80 00
	機械用油現金買			
〃 〃	諸 口 (現 金)			700 00
	(製造経費)		600 00	
	(總 係 費)		100 00	
	火災保険料各係負擔分			
	次 葉 繰 越	レ	285,430 00	285,430 00

仕 譯 帳

3

日附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
6 18	前 葉 繰 越 (製 品)	レ	285,430 00	285,430 00
	(製 造)		3,500 00	3,500 00
	A製品一部完成 原價計算表ニヨ レバ 直接工賃 等 800.00 直接原料 等 1,400.00 製造経費配賦等 1,300.00			
〃 〃	(製 造)		8,000 00	
	(原 料)			8,000 00
	原料倉出			
〃 19	(原 料)		300 00	
	(製 造)			300 00
	原料工場ヨリ戻入			
〃 20	(製 造)		1,300 00	
	(製造経費)			1,300 00
	A製品ニ配賦シタル製造間接費ヲ 製造1/cニ振替			
〃 21	(原田合名會社)		5,500 00	
	(製品賣上)			5,500 00
	製品掛賣			
〃 〃	(製品賣上)		3,700 00	
	(製 品)			3,700 00
	同上原價振替			
〃 24	諸 口 (現 金)			60 00
	(健康保険料)		30 00	
	(退職積立引當銀行預金)		30 00	
	健康保険料支拂, 退職積立金預入			
	次 葉 繰 越	レ	307,790 00	307,790 00

仕 譯 帳

日附	摘 要	元 丁	借 方	貸 方
	前 業 繰 越	レ	307,790 00	307,790 00
6 25	(工 賃) 諸 口 (當座預金) (健康保険料) (退職積立金) (未拂税金)		2,300 00	2,148 00 46 00 46 00 60 00
〃 〃	支拂工賃内課税=ヨル 諸 口 (工 賃) (製 造)		1,600 00	2,300 00
	(製造経費) 工賃ヲ直接工賃, 間接工賃=配分		700 00	
〃 27	(製 品) (製 造)		5,000 00	5,000 00
	B製品完成 直接工賃 辛 1,200.00 直接原料 辛 2,200.00 製造経費配賦 辛 1,600.00			
〃 〃	(製 造) (製造経費)		1,600 00	1,600 00
	B製品=配賦シタル製造間接費ヲ 製造a/cへ振替			
〃 29	(吉田商店) (製品賣上)		6,000 00	6,000 00
	製品掛賣			
〃 〃	(製品賣上) (製 品)		4,100 00	4,100 00
	同上原價振替			
〃 30	諸 口 (現 金) (販賣費) (總係費) 上記経費支拂		150 00 200 00	350 00
			329,440 00	329,440 00

合計残高試算表

六月三十日

借		方		勘定科目	貸		方	
残高		合計			合計		残高	
460 00		23,500 00		現	金	23,000 00		
4,100 00		18,300 00		原	料	14,200 00		
7,700 00		15,500 00		製	品	7,800 00		
13,250 00		22,050 00		製	造	8,800 00		
5,500 00		5,500 00		原	田 合 名 會 社			
6,000 00		6,000 00		吉	田 商 店			
16,352 00		20,000 00		當	座 預 金	3,648 00		
140,000 00		140,000 00		機	械			
12,000 00		12,000 00		工	具			
2,000 00		2,000 00		什	器 造 作			
50,000 00		50,000 00		建	物			
		200 00		太	田 商 店	3,500 00		3,500 00
				資	本 金	250,000 00		250,000 00
		2,280 00		製	造 經 費	2,900 00		620 00
		3,800 00		工	賃 費	3,800 00		
				未	拂 稅 金	100 00		100 00
300 00		300 00		總	保 費			
		7,800 00		製	品 賣 上	11,500 00		3,700 00
150 00		150 00		販	賣 費			
30 00		30 00		退	職 積 立 引 當 銀 行 預 金			
				退	職 積 立 金	76 00		76 00
		30 00		健	康 保 險 料	78 00		48 00
257,842 00		329,440 00				329,440 00		257,842 00

第七章 工程別総合原価計算制度 に於ける工業簿記

原価計算の順序 紡績業、製紙業に於けるが如く、多数の製造工程を経て始めて製品が完成する場合に適用せらるゝ原価計算の方法である。この場合には、第一工程の原価を第二工程で受けつぎ、第二工程の原価を更に第三工程で受けつぐが如くして、最後の工程で原価を総合し、もつて製品単位當り原価を算定する。單純総合原価計算の場合と異るところは、一個の製造勘定の代りに、工程別の部門製造勘定(若くは製造部門勘定)を設け、工程の順序を逐ふて最後の部門製造勘定に原価を集合する點に存す。

この場合には、第一工程を終へたる半製品は第一工程で消費せる原料、工賃、製造經費割當額を負擔して第二工程に送られる。これは第二工程では原料費と同様に考へらるゝので、更に第二工程の諸經費を負擔した半製品が第三工程に送られる。第三工程では更に之に必要な經費を消費して始めて製品が出来上る。故に、夫々の工程で半製品が出来上れば、始めの工程の原価は之を夫々次の工程に移すために

乙製造部門	××	甲製造部門	××
丙製造部門	××	乙製造部門	××

の仕譯を必要とする。かくして最後の製造部門勘定から製品勘定に振替が行はれる。即ち、次の如くである。

製 品 × × 丙製造部門 × ×

故に、各工程に於ける製造部門勘定借方残高の合計は、仕掛品の總原價を示すこととなる。

然し、決算期に於て仕掛品の原價を確定するためには、各工程に於ける仕掛品の加工程度を考慮して工賃、製造経費の割當額を適當に評量する必要がある。例へば、第一工程の消費原料1,000噸、單價500圓、工賃及製造経費1,800圓とし、第一工程を終へて第二工程に移された原料は800噸、第一工程に於ける残り200噸の製造工程は50%とする。この場合に於ける200噸の原料は50%の工程を経てゐるに過ぎないから、工程を終了したものと考へらるゝものはその半分即ち100噸である。故に、工賃及製造経費の割當は次の如くなる。

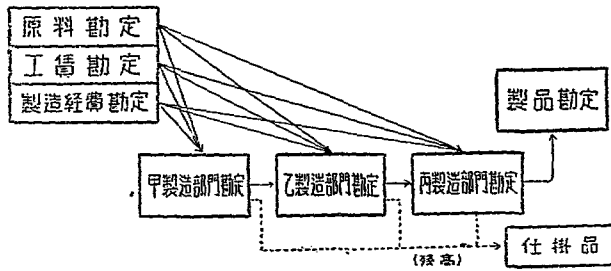
$$\text{第一工程} \quad \yen 1,800 \times \frac{100}{900} = \quad \yen 200$$

$$\text{第二工程} \quad \yen 1,800 \times \frac{800}{900} = \quad \yen 1,600$$

かくて、第一工程の總原價は $\yen 500 \times 200 + \yen 200 = \yen 100,200$ となり、第二工程の總原價は $\yen 500 \times 800 + \yen 1,600 = \yen 401,600$ となる。故に、仕掛品の總原

價は 501,800 となる。

勘定記入關係 工程別総合原価計算の場合に於ける勘定記入關係を例示すれば次の如くなる。

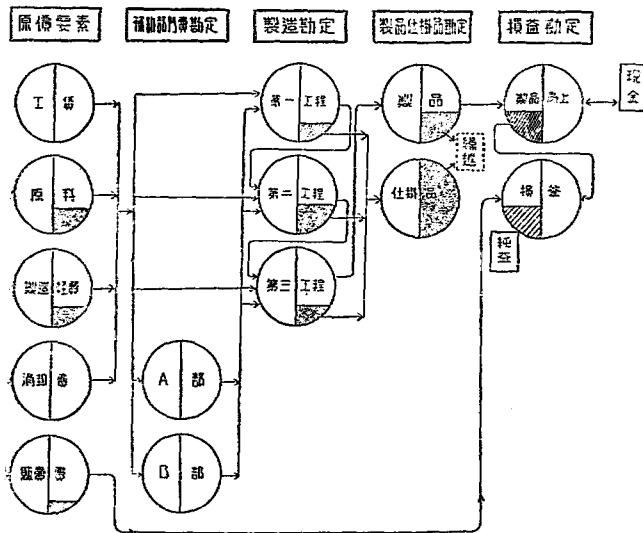


今、之を仕譯例で示せば次の如くなる。

イ.	原料の購入	原 料 × ×	現 金 × ×
ロ.	工賃の支拂	工 賃 × ×	{ 現 金 × × ○ ○ × ×
ハ.	経費の支拂	製造経費 × ×	現 金 × ×
ニ.	甲工程へ原料 工賃、経費を賦 課	甲製造部門 × ×	原 料 × × 工 賃 × × 製 造 経 費 × ×
ホ.	甲工程を終り たる製品を乙 工程へ送付	乙製造部門 × ×	甲製造部門 × ×
ヘ.	乙工程へ原料 工賃、経費を 賦課	乙製造部門 × ×	原 料 × × 工 賃 × × 製 造 経 費 × ×
ト.	乙工程を終り たる製品を丙 工程へ送付	丙製造部門 × ×	乙製造部門 × ×

- チ. 丙工程へ工賃、 丙製造部門×× 工賃××
 経費を賦課 製造経費××
- リ. 製品の完成 製品×× 丙製造部門××
- ス. 製品の賣却 現金×× 製品賣上××
 製品賣上(原價)×× 製品××

工程別総合原価計算の場合に於ける記帳關係を圖解せば次の如くなる。



註 製品が多数の工程を通過する場合には、何れかの工程で副製品を生ずることがある。副製品の発生が極めて小額の場合には、その賣却の時、雑收入として處理して差支ないが、常に相當額の副製品を生ずる場合には、その發生額を適當に評價して、之をその工程の原價から控除して副製品勘定に振替へねばならない。そ

の場合には次の仕訳が起る。

副製品 200 乙製造部門 200

〔問題〕

7.01. 工業簿記に於ける下記勘定科目を財産勘定と損益勘定とに大別し、併せて○印の勘定の記入法を述べよ。

現金、土地建物、什器造作、機械、○工具、買掛金、支拂手形、賣掛金、○製品、資本金、受取手形、○製造、○仕入代割引、○原料、○賣上代値引、○販賣費、貸倒引當金、○製品賣上、○工賃、○仕掛品、○總係費、○製造経費、受入利子、○機械減價消却引當金、○未拂工賃、法定積立金、○従業員退職積立引當有價証券、借入金、當座預金、○健康保険料、○従業員退職積立金。

7.02. 單純総合原価計算と工程別総合原価計算との場合に於て、工業簿記處理上異なる點を明にせよ。

第八章 工業簿記の決算

決算手續 工業簿記に於ける決算手續は、商業簿記、銀行簿記のそれと異なるものではない。即ち、試算表の作製、棚卸表の作製、元帳補正記入、元帳締切の順序に従ひ、決算表としては貸借対照表、損益計算書、財産目録が調製されること凡て一般の簿記と同様である。

既に述べた如く、工業簿記に於ては原料、製品、仕掛品(半製品)の記録が行はれてゐるので、特殊の棚卸の必要は必ずしも必要ではない。即ち、原料は原料元帳で、製品は製品元帳で一々増減が記入されてゐるから、その明細帳簿の残高がその棚卸と考へられる。これ、工業簿記に於ては恒久棚卸法が採られてゐると言はるゝ所以である。然し、原料、製品の保管中に紛失、計算違ひ等があることも考へらるゝので、決算期には實地調査によつて、時には帳簿記入を修正する場合も生ずる。實地調査の結果が帳簿記入と相違して數量が不足してゐる場合には

原料過不足(製品過不足) ×× 原料(製品) ××
の仕譯を經由して、總勘定元帳、明細帳簿の記入を訂正せねばならないことは言ふ迄もない。

次に製品の賣上原價は、一々販賣毎に製品賣上勘

定借方に記入されてゐるから、この製品賣上勘定の貸借差額が製品販賣上の損益となるのであつて、棚卸の結果を待たねば損益が確定されない譯のものではない。

決算表 我國標準財務諸表準則によれば、工業會計に適用せらるゝ損益計算書は之を五つの區分に分けて表示されてゐる。即ち、製造原價計算、賣上損益計算、營業損益計算、純損益計算、純損益處分計算がそれである。商業に於ける損益計算と異るところは、第一の製造原價計算の區分である。こゝでは、當該期間に完成せる製品の原價を計算表示したものであつて、その原價が賣上損益計算に運ばれる。謂はゞ、商業に於ける仕入商品の原價が、工業に於けるこの製造原價計算によつて計算されてゐる譯である。故に、賣上損益計算以後の區分は、商業に於けるそれと全く同様である。

決算例示 今、前章例題の示す試算表並に下記棚卸整理事項を参照して決算を示せば次の如くなる。

棚 卸

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 原料手持高 | ¥ 4,075.00 |
| 2. 機械減價消却 | 3 % |
| 3. 工具減價消却 | 5 % |
| 4. 什器造作減價消却 | 5 % (内¥40.00は總係費) |

¥10.00は販賣費)

5. 建物減價消却 2% (内¥400.00は總係費, ¥100.00は販賣費)
6. 保險料未經過分 ¥350.00 (内¥300.00は製造經費, ¥50.00は總係費中に計上せるものなり)
7. 税金未拂高 ¥200.00 (全部總係費)

決算整理仕譯

1. 原料過不足 ¥ 25.00 原料 ¥25.00
2. 減價消却 ¥6,900.00
 - 機械減價引當金 ¥5,200.00
 - 工具減價引當金 ¥ 600.00
 - 什器造作減價引當金 ¥ 100.00
 - 建物減價引當金 ¥1,000.00
3. 製造經費 ¥6,350.00
 - 總係費 ¥ 440.00
 - 販賣費 ¥ 110.00
 - 減價消却 ¥6,900.00
4. 未經過保險料 ¥ 350.00
 - 製造經費 ¥ 300.00
 - 總係費 ¥ 50.00
5. 總係費 ¥ 200.00
 - 納稅引當金 ¥ 200.00

決算締切仕譯

1. 製造	¥5,430.00	製造經費	¥5,430.00
2. 製品賣上	¥3,700.00	損益	¥3,700.00
3. 損益	¥1,175.00	總係費	¥890.00
		販賣費	¥260.00
		原料過不足	¥25.00
4. 損益	¥2,525.00	資本金	¥2,525.00

決算表

損益計算書

自昭和〇年六月一日
至昭和〇年六月三十日

製造原價計算

損失	金額	利益	金額
原料消費高	13,700.00	製品原價	8,500.00
工賃	2,600.00	仕掛品繰越	18,680.00
製造經費	8,530.00		
仕掛品繰越	2,500.00		
	27,150.00		27,180.00

賣上損益計算

製品繰越高	7,000.00	製品賣上高	11,500.00
製品原價	8,500.00	製品現在高	7,700.00
販賣費	260.00		
(賣上利益)	(3,440.00)		
	19,200.00		19,200.00

純損益計算

損 失	金 額	利 益	金 額
總 係 費	890.00	賣 上 利 益	3,440.00
原 料 不 足	25.00		
〔当期純益〕	〔2,525.00〕		
	3,440.00		3,440.00

貸借對照表

昭和〇年六月三十日

借 方	金 額	貸 方	金 額
建 物	50,000.00	買 掛 金	3,200.00
機 械	140,000.00	退 職 積 立 金	76.00
工 具	12,000.00	健 康 保 險 料	46.00
什 器 造 作	2,000.00	機 械 減 價 引 當 金	5,200.00
退職積立金引當銀行預金	300.00	工 具 減 價 引 當 金	600.00
原 料	4,075.00	什 器 造 作 減 價 引 當 金	100.00
仕 掛 品	18,630.00	建 物 減 價 引 當 金	1,000.00
製 品	7,700.00	納 税 引 當 金	200.00
賣 掛 金	11,500.00	未 拂 税 金	100.00
當 座 預 金	16,350.00	資 本 金	252,325.00
現 金	460.00	期 首 至 250,000.00	
未 經 過 保 險 料	350.00	純 益 至 2,525.00	
	263,147.00		263,147.00

標準決算表 商工省制定の標準財務諸表の中、工業に用ひらるゝ損益計算書と貸借對照表の雛形を例示すれば次の如くである。

第〇〇期 自昭和〇年〇月〇〇日 損益計算書
至昭和〇年〇月〇〇日

〇〇工業株式会社
製造原價計算

損 失	金 額	利 益	金 額
仕掛品繰越高	41,000.00	製 品 原 價	5,521,000.00
原料消費	3,621,000.00	副 製 品 原 價	421,000.00
工 掛 費	1,224,000.00	仕 掛 品 現 在 高	580,000.00
特別費	328,000.00		
減價却内減價却(314,000.00)	934,000.00		
	6,522,000.00		6,522,000.00

賣上損益計算

製品及副製品繰越高	3,241,000.00	製品及副製品賣上高	9,192,000.00
製品及副製品原價	5,942,000.00	製品及副製品現在高	1,661,400.00
販 賣 費	256,000.00		
	9,439,000.00		
[賣上利益]	[1,362,400.00]		
	10,791,400.00		10,791,400.00

營業損益計算

營業引當損	237,000.00	賣 上 利 益	1,362,400.00
稅引	18,400.00	受 入 利 益	23,600.00
從業員退職給與引當損	102,000.00	式 配 當	31,000.00
支拂利息及割引料	176,000.00	雜 益	3,000.00
社債差金及發行費却	10,000.00		
貸 倒 債 却	34,500.00		
	577,900.00		
[營業利益]	[842,100.00]		
	1,420,000.00		1,420,000.00

純損益計算

原 料 評 價 損	164,800.00	營 業 利 益	842,100.00
有 價 證 券 評 價 損	15,000.00	有 價 證 券 賣 却 益	30,000.00
固 定 資 產 評 價 却	32,500.00		
	33,200.00		
	248,500.00		
[當期純利益]	[623,600.00]		
	872,100.00		872,100.00

純損益處分計算

法 定 積 立 金	31,500.00	當 期 利 益 金	623,600.00
別 途 式 積 立 金	240,000.00	前 期 繰 越 利 益 金	86,900.00
株 式 積 配 (年 差 割)	300,000.00		
役 員 賞 與 金	43,000.00		
	614,500.00		
後 期 繰 越 利 益 金	98,000.00		
	710,500.00		710,500.00

例題記帳

練習第一

第六章，單純綜合原價計算の例示に於ける仕譯帳並に決算整理事項を材料として總勘定元帳を作製し，之に締切手續を施して決算を行ふこと。

練習第二

目的 工程別綜合原價計算の場合に於ける簿記法を會得すること。

帳簿 仕譯帳，總勘定元帳。

勘定科目 建物，機械，工具，什器造作，特許權，原料，消耗品，製品，副製品，第一製造部門，第二製造部門，第三製造部門，補助部門，賣掛金，買掛金，支拂手形，當座預金，現金，機械減價引當金，建物減價引當金，工具減價引當金，什器造作減價引當金，納税引當金，職員退職積立金，法定積立金，設備擴張積立金，資本金，製品賣上，副製品賣上，工賃，保險料，修繕費，照明費，税金，工場雜費，減價消却，販賣費，總係費。

七月中に於ける取引例

(1) 七月一日に於ける某工業會社の繰越高次の通り。

建物	30,000.00	支拂手形	7,000.00
機械	45,000.00	買掛金	5,200.00
工具	7,000.00	建物減價引當金	3,000.00
什器造作	3,500.00	機械減價引當金	5,000.00
原料	4,700.00	工具減價引當金	2,000.00
消耗品	500.00	什器造作減價引當金	1,000.00

製 品	3,600.00	納税引當金	250.00
第一製造部門	1,200.00	職員退職積立金	1,200.00
第二製造部門	3,255.00	資 本 金	99,242.00
第三製造部門	2,122.00	法定積立金	2,000.00
特 許 權	5,000.00	設備擴張積立金	3,000.00
賣 掛 金	4,200.00		
當座預金	6,710.00		
現 金	12,105.00		
	<u>128,892.00</u>		<u>128,892.00</u>

(2) 七月中に於ける取引次の通り。

イ	原料掛買	¥14,000.00	
ロ	買掛金現金拂高	¥ 6,200.00	
ハ	製品掛賣高	¥ 8,900.00	
ニ	賣掛金現金回收高	¥ 7,900.00	
ホ	副製品現金賣上高	¥ 1,400.00	
ヘ	原料消費高		
	第一部門	¥ 4,000.00	
	第二部門	〃 2,500.00	
	第三部門	〃 400.00	
	補助部門	〃 70.00	¥6,970.00
ト	消耗品消費高		
	第一部門	¥ 75.00	
	第二部門	〃 102.00	
	第三部門	〃 60.00	
	補助部門	〃 18.00	

	営業部門	〒 55.00	〒 310.00
チ	工賃現金拂高		〒5,300.00

註 計算を簡単にするため工賃よりの控除なきものと假定せり。

リ 工賃の各部門への割當次の通り。

	第一部門	〒 2,100.00	
	第二部門	〒 1,080.00	
	第三部門	〒 1,730.00	
	補助部門	〒 390.00	〒5,300.00

又 経費支拂高次の通り。(現金拂)

	火災保険料	〒 350.00
	修繕費	〒 1,200.00
	照明費	〒 290.00
	工場雑費	〒 125.00
	税金	〒 1,350.00

(内〒250.00は納税引當金で決済)

	販賣費	〒 500.00
	營業費	〒 1,700.00

ル 減價消却費決定高

	建物消却高	〒 1,500.00	
	機械消却高	〒 1,800.00	
	工具消却高	〒 700.00	
	什器造作消却高	〒 700.00	〒4,700.00

ヲ 工場経費、減價消却費の各部門への割當は次の通り。

第八章 工業簿記の決算

45

・経 費	営業部	製 造 部			補助部	合 計
		第 一	第 二	第 三		
火災保険料	50.00	100.00	70.00	80.00	50.00	350.00
修繕費		450.00	200.00	350.00	200.00	1,200.00
照明費	40.00	80.00	50.00	60.00	30.00	260.00
工場雑費		30.00	33.00	40.00	22.00	125.00
税金	700.00	140.00	60.00	10.00	40.00	1,100.00
減価消却費	100.00	1,300.00	1,000.00	1,800.00	500.00	4,700.00
合 計	890.00	2,100.00	1,413.00	2,490.00	842.00	7,735.00

註 営業部至890.00は総係費で處理する。

ワ 補助部門費至1,320.00は之を下の各部門職工労働時間數に比例して配分す。

第一部門 5,000時間

第二部門 4,500時間

第三部門 5,500時間

カ 第一部門副製品評價額至570.00 第三部門副製品評價額至210.00發生す。

コ 各製造部門製造原價は下の通り。

經 費	第一部門	第二部門	第三部門	合 計
仕掛品繰越	1,200.00	3,255.00	2,122.00	6,577.00
原料消費	4,000.00	2,500.00	400.00	6,900.00
工賃消費	2,100.00	1,080.00	1,730.00	4,910.00
消耗品消費	75.00	102.00	60.00	237.00
工場間接費割當	2,100.00	1,413.00	2,490.00	6,003.00
補助部門費割當	440.00	396.00	484.00	1,320.00
合 計	9,915.00	8,746.00	7,286.00	25,947.00

1. 第一部門に於ける總原價至9,915の中第二部門へ引渡されたる製品原價は至5,215,先に副製品となりたるもの至570にして,第一部門仕掛品の原

價は $\yen 4,130$ なり。

2. 第二部門に於ては、總原價 $\yen 8,746$ と第一部門よりの受入製品の原價 $\yen 5,215$ との合計 $\yen 13,961$ の中、第三部門へ引渡されたる製品原價は $\yen 9,506$ にして、第二部門仕掛品の原價は $\yen 4,455$ なり。
3. 第三部門に於ては總原價 $\yen 7,286$ と第二部門よりの受入製品の原價 $\yen 9,506$ との合計 $\yen 16,792$ の中、完成したる製品の原價は $\yen 8,552$ 、先に副製品となりたるもの $\yen 210$ あり。第三部門の仕掛品の原價は $\yen 8,030$ なり。

★ 賣却せる製品、副製品の原價は次の通り。

製品原價 $\yen 6,300.00$

副製品原價 $\yen 680.00$

レ 決算に際し棚卸事項は次の通り。

1. 棚卸の結果原料不足分 $\yen 35$ あるを發見す。
2. 利息未收分 $\yen 58$ あり。
3. 賣掛金残高の3%貸倒引當金を設定す。

以上の諸取引を仕譯帳、總勘定元帳に記入して元帳締切手續を行ひ、決算表を作製せよ。

注 決算に際し必要な勘定科目は適當に之を設けること。

合計残高試算表

七月三十一日

残高	合計	勘定科目	合計	残高
30,000 00	30,000 00	建 物		
45,000 00	45,000 00	機 械		
7,000 00	7,000 00	工 具		
3,500 00	3,500 00	什 器		
5,000 00	5,000 00	特 許		
11,730 00	18,700 00	原 料	6,970 00	
190 00	500 00	消 耗	310 00	
5,852 00	12,152 00	製 品	6,300 00	
100 00	750 00	副 製 品	680 00	
4,130 00	9,915 00	第 一 製 造 部 門	5,785 00	
4,455 00	13,961 00	第 二 製 造 部 門	9,506 00	
8,030 00	16,792 00	第 三 製 造 部 門	8,702 00	
	1,920 00	補 助 部 門	1,327 00	
5,200 00	13,100 00	賣 掛 金	7,900 00	
	6,200 00	買 掛 金	12,230 00	13,000 00
		支 拂 手 形	7,000 00	7,000 00
6,710 00	6,710 00	當 座 預 金		
4,420 00	21,405 00	現 金	13,985 00	
		機 械 減 價 引 當 金	6,300 00	6,300 00
		建 物 減 價 引 當 金	4,500 00	4,500 00
		工 具 減 價 引 當 金	2,700 00	2,700 00
		什 器 造 作 減 價 引 當 金	1,700 00	1,700 00
	250 00	納 税 引 當 金	250 00	
		職 員 退 職 積 立 金	1,200 00	1,200 00
		法 定 積 立 金	2,000 00	2,000 00
		設 備 擴 張 積 立 金	2,000 00	3,000 00
		資 本	99,242 00	99,242 00
	6,300 00	製 品 賣 上	8,900 00	2,600 00
	650 00	副 製 品 賣 上	1,400 00	720 00
	5,300 00	工 貨 料	5,500 00	
	350 00	保 險	350 00	
	1,200 00	修 繕 明 費	1,200 00	
	260 00	照 明 費	260 00	
	1,100 00	稅 金	1,100 00	
	125 00	工 場 雜 費	125 00	
	4,700 00	減 價 賣 却 費	4,700 00	
500 00	500 00	販 賣 費		
2,645 00	2,645 00	總 係		
144,462 00	235,445 00		235,445 00	144,462 00

練習第三

某製造會社九月三十日に於ける残高試算表並に決算整理事項次の如し。仍つて、決算に必要な仕譯を示し、決算表を作製せよ。

残高試算表

九月三十日

借	方	金額	貸	方	金額
現	金	73,825.00	建物減價消却準備金		45,000.00
賣	掛	23,212.00	機械設備減價消却準備金		125,000.00
土	地	50,000.00	工具減價消却準備金		10,000.00
建	物	100,000.00	製 品 賣 上		462,860.00
機	械 及 設 備	250,000.00	支 拂 手 形		100,000.00
工	具	30,000.00	買 掛 金		19,500.00
文	具 印 刷 費	4,325.00	未 拂 賃 銀		1,825.00
販	賣 員 給 料	12,115.00	資 本 金		400,000.00
半	製 品、製 品 期 首 棚 卸	173,000.00	諸 積 立 金		60,000.00
材	料 期 首 棚 卸	123,000.00	前 期 繰 越 金		6,637.00
總	務 部 給 料	39,900.00			
賃	リ	8,050.00			
電	動 力 費	10,329.00			
修	理 費 維 持 費	12,560.00			
工	場 雜 費	21,410.00			
工	場 消 耗 品	18,000.00			
直	接 賃 銀	123,000.00			
材	料 仕 入 高	132,865.00			
間	接 賃 銀	5,326.00			
保	險 料	2,100.00			
總	務 部 雜 費	1,305.00			
支	拂 利 息	3,000.00			
販	賣 員 手 數 料	3,900.00			
廣	告 宣 傳 費	9,600.00			
		1,230,822.00			1,230,822.00

決算整理事項

1. 未拂利息 　　¥ 1,000.00
2. 保険料未経過分 　　¥ 825.00
3. 賣掛金中回收不能 　　¥ 1,215.00
4. 建物減價消却高 　　2 %
5. 機械及設備減價消却高 　　10 %
6. 工具減價消却 　　25 %
7. 材料期末棚卸高 　　¥70,865.00
8. 工場消耗品期末棚卸高 　　¥ 5,000.00
9. 半製品及製品期末棚卸高 　　¥245,000.00

原價の内容

材 料	¥150,000.00	
賃 銀	¥ 50,000.00	
製造間接費	¥ 45,000.00	¥245,000.00

10. 自工場用工具にして製造中の分 ¥3,400.00 あり。

原價の内容

材 料	¥ 1,500.00	
賃 銀	¥ 1,000.00	
製造間接費	¥ 900.00	¥ 3,400.00

第九章 個別原價計算制度に於ける工業簿記

第一節 個別原價計算制度

個別原價計算制度の特色 造船業、機械製作工業に於けるが如く製作過程が組立作業組織をもち、製品の注文毎に個別に原價を計算する必要がある場合に採らるゝ原價計算の方法を個別原價計算制度と言ふ。この場合には、夫々の製品の原價は製品相互間に何等の關係もなく、各製品は獨立した單位として取扱はれる。普通、特定の製品若くは注文品毎に製造指圖書(作業命令書)(Production Order)が發行され、その一つの製造指圖書毎に原價を計算するものであるから、一名、之を指圖書式原價計算制度と言ふことがある。

この場合には、一つ一つの製品毎に原價を計算するところから、始めから直接費と間接費とを區別して原價の集計をするところに、その方法上の特色が存してゐる。換言せば、原價計算係は特定製品の製造に直接必要なる直接原料費、直接工賃を直接夫々の製造指圖書に集計し、製造間接費は之を一定の基準に基いて各製造指圖書別に之を配賦するものであ

決 算 運 算 表

摘 要	試 算 表 昭和〇年 9月30日		整 理		賣上品原價計算表		損益計算書		貸借対照表	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
現金	73,825								73,825	
掛	23,212			(3) 1,215					21,997	
土地	50,000								50,000	
建機	100,000								100,000	
工 械 及 設 備	250,000		(10) 3,400						250,000	
金 具	30,000								33,400	
準備金		45,000		(4) 2,000						47,000
減価償却		125,000		(5) 25,000						150,000
工 具		10,000		(6) 7,500						17,500
文 具	4,325						4,325			
販 賣 費	12,115						12,115			
半 材	173,000					173,000				
製 品	123,000					123,000				
材 料	39,900						39,900			
建 材	8,050						8,050			
電 力	10,329					10,329				
修 理 費	12,560					12,560				
工 場 維 持	21,410					21,410				
接 洽 費	18,000			(8) 5,000		13,000				
工 直 材	123,000					123,000				
製 品 仕 入	132,865					132,865				
間 接 費		462,860					462,860			
保 險 費	5,326					5,326				
支 拂 費	2,100			(2) 825		1,275				
支 買 未 販 賣 費	1,305						1,305			
支 買 未 販 賣 費	3,000		(1) 1,000				4,000			
掛 債	100,000								100,000	
掛 債	19,500								19,500	
掛 債	1,825								1,825	
宣 傳 費	3,900						3,900			
宣 傳 費	9,600						9,600			
立 越 金	400,000								400,000	
立 越 金	60,000								60,000	
立 越 金	6,637								6,637	
未 經 過 損 耗 料	1,230,822	1,230,822		(1) 1,000						1,000
未 經 過 損 耗 料			(2) 825					825		
未 經 過 損 耗 料			(3) 1,215				1,215			
未 經 過 損 耗 料			(7) 70,865					70,865		
未 經 過 損 耗 料			(8) 5,000					5,000		
未 經 過 損 耗 料			(4) 2,000			2,000				
未 經 過 損 耗 料			(5) 25,000			25,000				
未 經 過 損 耗 料			(6) 7,500			7,500				
未 經 過 損 耗 料			(9) 245,000					245,000		
未 經 過 損 耗 料			(7) 70,865			70,865				
未 經 過 損 耗 料			(9) 245,000			245,000				
未 經 過 損 耗 料			(10) 3,400			3,400				
未 經 過 損 耗 料			361,805	361,805						
賣上品原價 - 損益勘定						331,000	331,000			
當 期 利 益 金					650,165	650,265		47,450		47,450
當 期 利 益 金							462,860	462,860	850,912	850,912

* 此場合の製造勘定は賣上品原價を計算する爲め便宜上設けたものである。

る。故に、原價計算制度としては最も複雑した組織をもつものであるから、以下節を分ちて、夫々の原價要素についてその處理方法を述べ、最後に、その工業簿記上の處理方法を明にすることとする。その原價要素の處理方法は概ね既に述べた綜合原價計算制度の場合にも用ひらるゝ譯であるが、個別原價計算制度に於ては特にその處理方法を明にする必要があるので、こゝに之を説明する所以である。

製造指圖書 特定の製品又は註文品の製作を命令する書式を製造指圖書と言ひ、會社の首脳部から作業主任に對して發行せられる。作業主任はこの指圖書に従つて作業計畫を樹て、之に基いて必要なる材料の倉出、勞働者の指揮を行ふものである。換言せば、個別製品を製作する工場に於ては、一切の作業はこの製造指圖書に基いて動いてゐるものと言ふことが出来る。故に、その一つ一つの製造指圖書毎に原價の計算が行はれることとなる。普通、製造指圖書別に番號が附せられてゐるので、この番號別の勘定が設けられ、夫々の勘定毎に原價の記入が行はれるのである。

製造指圖書の形式は會社により夫々異つてゐる。普通、指圖書番號、註文先、品名、數量、引受年月日、引渡年月日等が指示されてゐるものであるが、

場合によつては、必要なる原價計算表を附屬せしめてあるものもある。今その一般的な形式を示せば次の如くである。

No. 55

製造指圖書

工作課長殿

昭和 年10月12日

注文先	〇 〇 製 鋼 所	引受番號	185
品 名	鋼 片 運 搬 機	數 量	1
引受年月日	昭和 年10月1日	發送豫定日	昭和 年12月10日
精 期	昭和 年12月25日	引渡場所	
工事摘要			引受價格
			單 價 金 額 1 円 4,500.00

第二節 原 料 費

原料費の意義 原料費は製造に用ひられて製品の實體となる消費物の犠牲價値を言ふ。原料が製品に参加する状態は之を二つの型に分けることが出来る。一は主要原料であつて、之は製品に直接消費せられ、製品の實體となつて具現するものであり、他は補助原料(材料)であつて、之は主要原料の如く製品の實體を構成することなく、製品に間接的に寄與する原料若くは材料を言ふ。機械製作業に於ける鑄物、鋼板等の如きが主要原料を構成し、機械油、釘の如きが補助原料となるが如くである。前者を直接原料費と

言ひ、後者を間接原料費と言ふ。

廣義に解すれば、原料費は製造に消費された物品價值の凡てを總稱する譯であるが、機械油、釘の如き所謂工場消耗品は、特定の製品若くは作業に直接消費されるものではないから、夫々の製品別にその消費高を明確に決定することは困難である。故に、かゝる間接原料費は之を製造間接費として取扱ひ、所謂原料費として取扱ふものではない。故に、指圖書別原價計算制度の下に於て原料費として處理されるものは、主要原料費若くは直接原料費に限られる譯である。

原料の仕入 原料の仕入は購買係に於て之を行ふものであるが、如何なる原料を何時、何程購入するかは、實際に原料を保管する倉庫部原料係の請求によつて決定する。倉庫部原料係は原料の手持高が最小限度に近づいた時は、購買係に對し次頁の如き原料購入請求書を發行して、所要原料の仕入をなさしむる。正副二通を作製し、一通は購買係に、一通は控として保存する。

購買係では原料係から提出された原料購入請求書に基いて原料の註文を發し、註文品到着せば、倉庫部受入係は原料受入報告書三通を作製して入庫の手續をとる。一通は原料係へ、一通は購買係へ、一通

原料購入請求書							
購買係御中					請求月日		
下記注文方請求候也					請求番號		
品名	數量	品質	注文事項			必要時	前回價格
			日付	No.	注文先		
係員 主任							

は受入係之を保存する。そこで、

イ. 購買係では送狀と原料受入報告書とを照し合せて、之を原料仕入帳に記入を行ひ、

ロ. 原料係は、原料の種類毎に設けられた原料元帳に記入し、

ハ. 會計係の司る總勘定元帳には、月末其他定期に原料仕入帳の報告に基いて

原料 × × 買掛金 × ×

の仕譯記入を行ふ。故に、この原料勘定は倉庫部原料係のもつ原料元帳の統轄勘定となる。

原料の倉出 倉庫部原料係保存の原料を製造部へ移すことは企業内部間の原料の移動であるが、之は必ず一定書類を通して行はねばならない。製造のため原料を倉出するには製造部の發行する原料倉出請求書に基いて、原料係が請求原料の倉出を行ふ。その書式には次の如きものが用ひられる。

原料倉出請求書							
倉出請求書番號				昭和 年 月 日			
製造指圖書番	品名	數量	重量	原價	金額	備考	
引渡入印 受取人印				請求係 主任			

倉庫に於ける原料係は、原料倉出請求書に基いて原料元帳(受入, 引渡, 残高欄をもつ)に出庫並に残高の記入をする。又、工場に於ける原價係はこの原料倉出請求書に基いて、之を消費原料仕譯帳に記入し、消費原料がどの部門のために、或はどの指圖書のために用ひられたかを明にする。

消費原料仕譯帳

日附	請求書番號	合計	直接原料	間接原料				販賣原料
				A部	B部	C部	D部	

この消費原料仕譯帳によつて直接原料費と部門別間接原料費若くは販賣原料費とを知ることが出来るのであつて、その報告に基いて、會計係では、月末其他定期に、夫々の合計額をもつて次の仕譯記入を行ふものである。

額は明確である。之に反して、後者は製造に對し間接的、補助的關係に立つ工賃であるから、夫々の製品に直接之を賦課し得ない。故に、製造間接費として取扱はねばならない。職工監督者への給料、職工長の給料、製造補助部門即ち倉庫部、動力部、修理部の工賃等がそれである。故に、原價計算上工賃として取扱はるゝものは即ち直接工賃であることを注意せねばならない。

労働時間の記録 労働者の労働時間に關する原始的記録には二つある。一は、労働者の出勤、退出時間を記録する勤務時間票であつて、普通一枚に二週間分若くは半ヶ月分を記入するカードを用ひ、出勤、退出の時間をタイムレコーダーによつて自動的に記録することゝなつてゐる。この勤務時間票は日給拂の場合には各労働者に對して支拂ふべき工賃計算の基礎となる。他は、如何なる作業に何時間作業したかを明にする作業時間票であつて、勤務時間票に示されたる各自の時間内に於て、如何なる製造命令に對し何時間作業したかを明にする。故に、この作業時間票は時間拂、出來高拂賃銀制度の下に於ては工賃計算の基礎となり、指圖書別原價計算の下に於ては各製造指圖書に對する工賃計算の基礎となる。

作業時間票 第 號							
職工番號 _____							
姓 名 _____		昭和 年 月 日					
指圖書番 番 號	借方勘定	作業種類	開始時間	終了時間	所要時間	賃 率	金 額
職 工 長							

註 直接工賃の場合には、それがどの指圖書の作業に従事したかを明にするために指圖書番號欄に所要番號を記入し(この場合には借方勘定欄には記入しない)、間接工賃の場合には、指圖書番號欄には記入しないで、借方勘定欄に必要な勘定名(例へば動力部費a/c)を記入しておく。

上の作業時間票の指圖書番號欄に記入されてゐるものは、その製造指圖書番號の直接工賃となり、指圖書番號欄の記入がなくして借方勘定欄に記入されてゐるものは間接工賃を表すのであつて、例へば動力部、修理部の工賃となるが如くである。

工賃支拂帳 職工の勤務時間票並に作業時間票は一日の終りに全部工賃計算係に集められ、工賃計算係は之を基礎として之を職工別の工賃計算票に記入して、日々の賃銀額を計算して置く。次に、この工賃計算票で計算された職工別の工賃を工賃支拂帳に記入して、こゝで或期間の職工全部の支拂工賃の合計を計算する。

工賃支拂帳 (時間拂制の場合)

番 號	姓 名	時 間		賃 率		手 當	合 計	控 除					支 拂 額	印	
		常 時	残 業	常 時	残 業			退 職 積 立 金	健 康 保 險 料	規 約 貯 金	前 貸 工 賃	所 得 税			

工賃係はこの工賃支拂帳によつて職工に支拂ふべき合計額を會計係より受取り、之を職工別に支拂ふ。この場合、會計係では次の如き仕譯記帳を行ふ。

	現 金	× ×
	退職積立金	× ×
	健康保険料	× ×
工 賃	× ×	
	規約貯金	× ×
	前貸工賃	× ×
	未拂税金	× ×

工賃分類表 作業時間票は最後には原價計算係に集められ、原價計算係は之に基いて工賃の配賦を行ふ。即ち、原價計算係では毎日之を所屬部門別に分類し、次いで直接工賃と間接工賃とに分類し、前者は更に之を製造指圖書別に分類する。間接工賃も亦之を必要なる部門別に分類する。その場合用ひらるる工賃分類表の型式を示せば次頁の如くである。

原價計算係は、この工賃分類表直接工賃欄の月末合計を一括して、原價元帳の指圖書番號別勘定、工賃

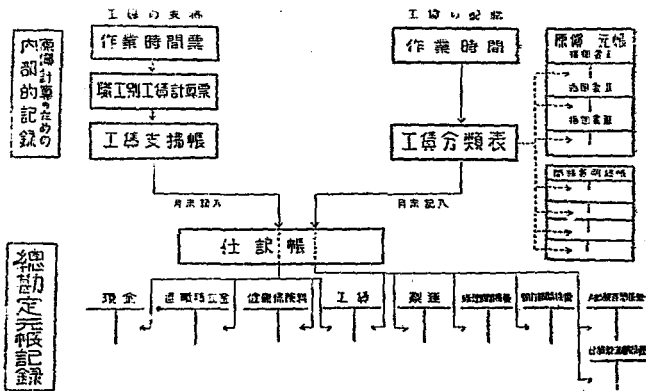
工賃分類表

日附	合計	直接工賃			間接工賃		
		指圖書 シ1.	指圖書 シ2.	指圖書 シ3.	修理部	動力部	製造 間接費
1							
2							
3							
4							

欄に記し、間接工賃欄の月末合計は之を間接費明細帳に記入する。この工賃分類表は後に會計係に送られ、會計係では、之に基いて毎月末次の仕譯記入を行ふ。

製 造 × ×
 修理部間接費 × × 工 賃 × ×
 動力部間接費 × ×
 何部製造間接費 × ×

以上の関係を圖示すれば次の如くなる。



工賃の支拂に關聯して特に説明を要するものに次の勘定がある。

退職積立金勘定 職工が退職する場合には、事業主は平素から積立てられた退職積立金を支給せねばならない。之は、退職積立金及退職手當法によつて規定されてゐるので、職工の賃銀の百分の二に當るものを職工別に積立てることゝなつてゐる。尙、事業が相當の成績をあげてゐるとみられる場合には、事業主は更に職工のために工賃の百分の三以内で別に退職手當の積立を命せられることがある。之等の積立金は事業主が勝手に利用出來ないことゝなつてゐるので、事業上の財産と嚴格に區別して置かねばならない。言ふ迄もなく、かゝる積立金は利益の留保による一般の積立金と性質を異にし、事業の職工に對する負債勘定と考へねばならない。

退職積立金は事業が職工に工賃を支拂ふ場合、工賃から控除して之を積立てる。故に、職工の手取金は、自己の工賃から退職積立金を控除したものゝ支給を受けることゝなる。

健康保険料勘定 健康保険法によつて、職工は會社の健康保険に加入せねばならない。その保険料は職工と事業主とが半額宛の負擔をする仕組となつてゐるので、事業主は工賃支拂毎に、職工負擔分を差

引き、之に事業主負擔の分を加へて健康保険署に之を納付する。故に、健康保険料勘定は、之を健康保険署に納付する迄一時的に起る負債勘定である。

未拂税金勘定 現行の所得税法によれば、一定額以上の勤勞所得に對する所得税は、會社が各人の所得から之を控除して置いて、後、之を稅務官廳に支拂ふ仕組となつてゐる。未拂税金勘定は即ち各人の負擔すべき所得税の控除預り高を表す勘定であつて、會社の一時的な負債勘定となる。

〔例 1.〕 工賃支拂高 $\yen 1,500$ に對し、健康保険料 $\frac{2}{100}$ 、退

職積立金 $\frac{2}{100}$ 、所得税 $\yen 60$ を控除して支拂ふ。

工 賃	1,500	健康保険料	30
		退職積立金	30
		未 拂 税 金	60
		現 金	1,380

〔例 2.〕 事業負擔の健康保険料、退職積立金を計上す。

健康保険料負擔金	30	健康保険料	30
退職積立金繰入	20	退職積立金	20

〔例 3.〕 健康保険料 $\yen 60$ 、未拂税金 $\yen 60$ 、計 $\yen 120$ を支拂ひ、退職積立金 $\yen 50$ は銀行現金とす。

健康保険料	60	現 金	170
未 拂 税 金	60		
退職手當積立金 引當銀行預金	50		

第四節 原料、工賃に関する取引例示

1. 原料
- \yen
- 245,190.00を太田商店より掛買す。

イ原料	200,000個	@ \yen 0.40	\yen 80,000.00
ロ原料	230,000個	@ \yen 0.50	\yen 115,000.00
ハ原料	50,000個	@ \yen 1.00	\yen 50,000.00
ニ原料	100個	@ \yen 1.90	\yen 190.00
			\yen 245,190.00

明細帳簿としては仕入帳、原料元帳に記入された後、總勘定元帳係では次の仕譯を行ふ。

原料 125,190.00 買掛金 125,190.00

2. 原料倉出請求書により倉出したる原料。

指圖書 $\#$ 1.	イ原料	101,250	@ \yen 0.40	\yen 40,500.00
指圖書 $\#$ 2.	ロ原料	149,900	@ \yen 0.50	\yen 74,950.00
指圖書 $\#$ 3.	ハ原料	25,000	@ \yen 1.00	\yen 25,000.00
動力部間接原料	ニ原料	100	@ \yen 1.90	\yen 190.00
				\yen 125,190.00

明細帳簿としては原料元帳、原価元帳(指圖書別)消費原料仕譯帳に記入した後、總勘定元帳係で次の仕譯を行ふ。

製造 125,000.00 原料 125,190.00

動力部間接費 190.00

3. 出庫された原料の一部が工場から返却された。

指圖書 $\#$ 2.	ロ原料	900	@ \yen 0.50	\yen 450.00
-------------	-----	-----	---------------	---------------

明細帳簿としては原料元帳、原価元帳(指圖書 $\#$ 2.)に記入した後、

總勘定元帳係では次の仕譯を行ふ。

原 料 450.00 製 造 ¥450.00

4. 工賃支拂帳による本月分工賃は¥16,000.00の處
退職積立金¥3,200.00, 健康保険料¥800.00, 所得税
控除額¥450.00差引き, 手取金¥11,550.00を現金
にて支拂ふ。

工 賃	16,000	現 金	11,550
		退職積立金	3,200
		健康保険料	800
		未 拂 税 金	450

5. 支拂工賃の工賃分類表による配分は次の如くである。

指圖書#1.	¥ 3,000.00
指圖書#2.	¥ 9,500.00
指圖書#3.	¥ 2,000.00
動力部工賃	¥ 1,000.00
倉庫部工賃	¥ 500.00

明細帳簿としては原價元帳指圖書別, 間接費明細帳に記入された後, 總勘定元帳係では次の仕譯を行ふ。

製 造	14,500.00	工 賃	16,000.00
動力部間接費	1,000.00		
倉庫部間接費	500.00		

6. 本月分の給料¥5,000.00の處, 所得税¥180.00差

引き 4,820.00 を支拂ふ。

給料	5,000.00	現金	4,820.00
		未拂税金	180.00

7. 給料 5,000.00 の中、製造部給料 1,500.00、販賣部給料 3,500.00 である。

明細帳簿としては間接費明細帳に記入されて後、總勘定元帳係では次の仕譯を行ふ。

製造部間接費	1,500.00	給料	5,000.00
販賣費	3,500.00		

8. 其他の本月分経費 7,500.00 の處、何れも未拂である。内、製造間接費 5,200.00、一般營業費 2,300.00 である。

明細帳簿としては間接費明細帳に記入されて後、總勘定元帳係では次の仕譯を行ふ。

製造部間接費	5,200.00	未拂〇〇費	7,500.00
販賣費	2,300.00		

9. 職工及職員の未拂所得税 630.00 は市役所へ現金にて支拂ふ。

未拂税金	630.00	現金	630.00
------	--------	----	--------

10. 職工健康保険料 800.00 を健康保険署へ現金にて支拂ふ。

健康保険料	800.00	現金	800.00
-------	--------	----	--------

11. 期末棚卸の結果、原料手持高 80.00 の不足を發

見す。

明細帳簿としては原料元帳へ記入されて後、總勘定元帳係では次の仕譯を行ふ。

原料過不足 80.00 原料 80.00

12. 原料不足分 ¥80.00 を製造間接費 a/c へ振替る。

製造部間接費 80.00 原料過不足 80.00

第五節 間 接 費

内 容 間接費は一名割掛費とも言ひ、多數の製品に對し共通に發生し、特定製品に直接之を負擔せしむことの困難なるか若くは不可能なるため、人爲的な方法によつて間接的に之を負擔せしむる原價の諸要素を言ふ。故に、間接費は之を各製品に負擔せしむるために特殊の配賦手續を必要とする。間接費に關しては特にその配賦方法が問題となる所以である。

間接費を構成する原價要素は間接原料費、間接工賃、間接經費の三つの要素から成る。今、その三つの原價要素を細分して、夫々の構成内容を示せば次の如くである。

1. 間接原料費

- イ 補助原料費
- ロ 消耗工具器具費
- ハ 工場事務用消耗品費

2. 間接工賃

- ニ 工場長、技師、職工長、工場事務員の給料
- ホ 補助的作業に従事する労働者の賃銀
- ヘ 雑役人夫の賃銀

3. 間接経費

- ト 減價消却費(建物、機械及装置、運搬設備、
工具、備品、特許権、鑛業権、水利権、試作
費に對する)
- チ 地代及家賃
- リ 賃借料
- ヌ 保険料
- ル 租税及課金
- ヲ 旅費
- ヅ 通信費
- カ 照明暖房費
- コ 修繕費
- タ 健康保険料負擔金、退職手當積立金繰入金
- レ 原料貯藏中の減耗
- ソ 仕損費

間接費配賦の困難性 製品が單一であつて、其品質も亦同一のものであれば、一定期間の間接費總額を其期間の生産總量で除することによつて間接費の配賦には左程困難を伴ふものではない。然しながら、

一般の工場に於ては製造作業の過程が夫々異なる上に、製品の種類、品質が夫々異なるものであるから、こゝに製品の種類、品質の異つた製品に公平に間接費を配賦することには非常に困難を伴ふ。

間接費を各製品に公平に配賦することは、各製品が之等間接費によつて用益を受けた程度に従つてその配賦を受けることを意味してゐる。然るに、間接費は上に述べた如く種々異なる経費から成る上に、夫々の間接費が各製品に與へる用益は夫々異つてゐる。即ち、製品の相違によつてそれが通過する部門を異にし、各部門で作業を受ける時間を夫々異にしてゐる。故に、各部門の間接費を同一の割合で製品に配賦することは妥當ではない。こゝに於て、間接費を製品に配賦するには、夫々の間接費を直接一々製品に配賦することをしないで、まづ、夫々の間接費を適當な標準に基いて部門別に配賦し、次に、かくて集計された各部門別の間接費を、製品の作業過程に應じて製品に配賦すると言ふ階段的な配賦方法を探ることを必要とする。

間接費の部門別配賦 前述の如く、間接費は、先づ之を部門別に配賦するものであるが、そのためには間接費負擔の部門を設定せねばならない。その部門は必ずしも現存の部門をそのまゝ間接費負擔の部

門とする必要はない。間接費配賦に便宜な様に適當な部門を設け得るのであつて、その必要から設けられた原價負擔の部門を特に原價部門と言ふ。例へば、機械製作業に於ては製造部門として鍛工部、鋳金部、機械部、仕上部、組立部を設けるが如く、補助部門としては動力部、修理部、運搬部、工場管理部を設けるが如くである。この場合には、その各部門が間接費負擔の部門となつてゐる譯である。故に、間接費は一定の基準に従つて、一應之等の部門別に配賦される。

ところが以上の中、補助部門に當る部門の經費は直接製品に關係がないので、それ等の各補助部門に配賦された間接費は、更に、製造部門に對し與へた便益に應じて之を製造部門の各部門間接費に加へる必要がある。そして、この各製造部門毎に集計された間接費は最後には製品に配賦する方法を採る必要がある。然し、實際には、製品に配賦される間接費額は次に述べるが如く豫定配賦額によるから、上の製造部門間接費勘定は之を直接に製造勘定へ振替へると言ふことを行はないことは注意を要する。

補助部門の間接費を製造部門へ配賦する場合には例へば、動力部の間接費は、この部門の用益を受けた各製造部門に、その動力消費量に比例して直接に

配賦し、運搬部の間接費はこの部門の用益を受けた各製造部門に、その運搬重量若くは回数に比例して之を直接配賦するが如く、夫々の部門の受けた用役に従つて之を配賦するものである。

今、以上の如き間接費の階段的配賦順序を例示せば次の如くなる。

費目	合計	製造部門			補助部門				
		甲部門	乙部門	丙部門	工具部	動力部	修理部	福利部	管理部
補助原料	1,000	100	150	100	50	40	150	20	30
間接工賃	1,300	70	80	60	100	200	350	200	240
減價消却費	2,000	450	440	460	220	250	70	70	40
保険料	600	120	100	130	60	70	55	45	20
.....									
.....									
合計	8,000	1,300	1,200	700	800	1,800	1,000	700	500
管理部費		10	50	100	50	50	50	100	500
福利部費		150	150	250	100	80	70	800	
修理部費		350	400	200	0	70	1,120		
動力部費		700	850	300	250	2,100			
工具部費		200	350	650	1,200				
		2,800	3,000	2,200					

間接費の製品別配賦 以上の如く、間接費は一應、製造部門、補助部門の各部門別に配賦され、後、補助各部門間接費は製造各部門間接費に配賦され、最後には、この各製造部門の間接費は、それが製品に與へた用役に應じて製造指圖書別に製品に配賦される順序となる。故に、この製造部門間接費を正當公平に製品に配賦する基準の選擇は最も重要な問題と

なる。その配賦基準として考へらるゝものには次の如き標準がある。

- イ 固定率配賦法
- ロ 直接工數配賦法
- ハ 直接工賃配賦法
- ニ 直接原料費配賦法
- ホ 機械運轉時間配賦法

註 固定率配賦法は、製造間接費の直接原價に對する比率を過去の經驗から計算し置き、この定率を直接原價に乗じて配賦額を決定する。直接工數配賦法は、間接費は作業に従事したる直接工數に比例して増減するものと考え、一定期間の製造間接費總額を其期間に必要な職工の作業總工數で割り、一工數當り間接費配賦額を決定する。直接工賃配賦法は、一定期間に於ける製造間接費總額を、當該期間の直接工賃總額にて割り、この割合を特定製品に必要とした直接工賃額に乗じて、その間接費配賦額を決定する。直接原料費配賦法は、一定期間の原料費合計で當該期間の製造間接費總額を割り、以つて原料費の單位當り間接費配賦額を計算する。機械運轉時間配賦法は、一定期間の間接費總額を機械運轉時間總數にて割り、一時間當り間接費配賦率を計算し、製品の受けた運轉時間に之を乗じてその間接費配賦額を計算する。之等の何れの配賦基準を採ることが最も適當であるかは一概には斷定し得ないのであつて、要は、作業の特質、製品の性質等を考慮して間接費が最も公平妥當に配賦される基準を選定する必要がある。

間接費を上述べた如き方法で製品に配賦するた

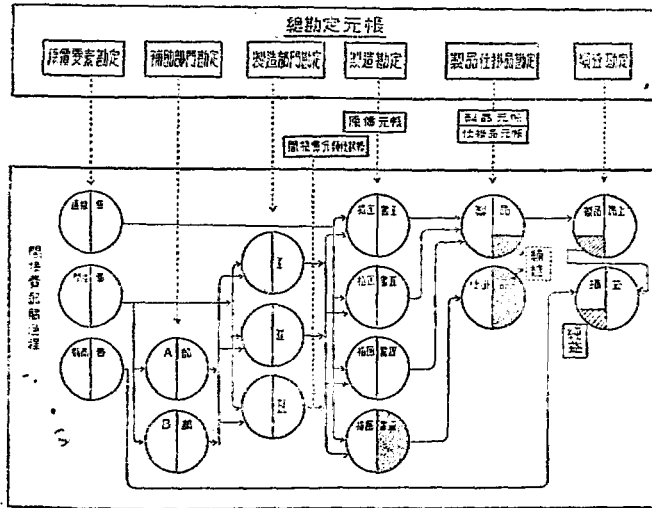
めには、實際には、實際の間接費發生額を知ると共に、配賦尺度となる工賃、原料等の實際必要額が確められた後でなければならぬ。ところが、それ等實際の數値は現在の企業計算に於ては決算期に至らないと確定されない。然るに、製品は決算期には關係なく日常出來上つて居り、その都度之を注文者に引渡し、或は市場に販賣するものであるから、その製品の完成と共に原價が確定されなくてはならない。こゝに於て、間接費はその實際發生額を確め、その實際發生額を製品に配賦する方法を採らないで、便宜上、一定の豫定配賦率を計算して置いて、之に基いて間接費の負擔を決定する方法を採らねばならない。そのためには、期首に、過去の經驗、將來の豫想も加味して一定期間に於ける各部門の製造間接費總額並に配賦基準となる工賃、原料費等を豫定する。この豫定數値に基いて一定の豫定配賦率を決定し、この豫定配賦率を實際の工賃、原料、機械運轉時數其他の基準數値に乗じて、間接費の配賦を行ふものである。このためには部門別作業時間表を基礎にして次の如き間接費分類仕譯帳を用ひ、部門別間接費豫定配賦額をこゝで集計する。その結果として、豫定配賦率で配賦された間接費總額と其期間に發生した實際間接費總額との間に多少の喰違を生ずること

は止むを得ない。この喰違は製品原価には関係せしむることなく、間接費配賦超過若しくは間接費配賦漏勘定に記入し、前者は収益とし、後者は損失として損益勘定で之を処理するものである。

間接費分類仕譯帳

日附	合計	甲 部 門			乙 部 門			丙 部 門		
		配賦率	時間	金額	配賦率	時間	金額	配賦率	時間	金額

今、間接費を部門別に割當て、然る後製品に配賦する場合の過程を圖示すれば次の如くなる。



間接費の原始記帳 間接費の記帳はその原始記帳とその配賦記帳とに分けることが出来る。

間接費の原始記帳とは、間接費の發生した時に之を如何に記帳處理するかの問題である。經費の發生する度毎に、それが製造上の間接費であるか、一般の營業經費であるかは必ずしも之を明にする必要がなく、又、經費の中には、始めから製造間接費と營業經費とが一體として發生するものもある譯である。例へば、地代家賃、税金の如きがそれである。故に、經費の發生する度毎に、之を特に間接費として記帳處理する譯のものではなく、經費は夫々の經費項目別に記帳する。その點に於ては商業簿記に於ける處理と全く同様である。故に、その場合の仕譯は次の如くなる。

消耗工具費	××	工	具	××
地代家賃	××	現	金	××
保 險 料	××	現	金	××
租 稅、公 課	××	現	金	××
修 繕 費	××	現	金	××
減 價 消 却	××	機 械 減 價 引 當 金		××

間接費の部門別配賦記帳 間接費の配賦記帳とは、上の經費の原始記帳により夫々の經費勘定の期間(一ヶ月、半ヶ月)總額を知り、之を期間末に間接費勘定

に振替へる手續を言ふ。既に述べた如く、間接費の製品への配賦には階段式の配賦方法が行はれるので、夫々の経費勘定から直接に之が間接費勘定に振替へらるゝものではない。この場合には、次の如き階段的手續が採られねばならないのであつて、先に示じた間接費の部門別配賦表の數字を利用して之を例示せば次の如くである。

第一階段

イ	甲部門間接費	100	補助原料	1,000
	乙部門間接費	150		
	丙部門間接費	100		
	工具部費	50		
	動力部費	400		
	修理部費	150		
	福利部費	20		
	管理部費	30		
ロ	甲部門間接費	70	間接工賃	1,300
	乙部門間接費	80		
	丙部門間接費	60		
	工具部費	100		
	動力部費	200		
	修理部費	350		
	福利部費	200		
	管理部費	240		

ハ	甲部門間接費	450	減價消却費	2,000
	乙部門間接費	440		
	丙部門間接費	460		
	工具部費	220		
	動力部費	250		
	修理部費	70		
	福利部費	70		
	管理部費	40		

注 この場合、元帳減價消却費勘定借方金額が至 3,000 であつたと假定せば、内至 2,000 だけが製造間接費と看做された際であるから、その借方残高至 1,000 は一般の營業經費として損益計算書に現はれることとなる。故に、各經費勘定借方金額の中で、その幾何を製造間接費とみるかについては、期首の配賦標準によつて之を決定する。

ニ	甲部門間接費	120	保険料	600
	乙部門間接費	100		
	丙部門間接費	130		
	工具部費	60		
	動力部費	70		
	修理部費	55		
	福利部費	45		
	管理部費	20		

第二階段

次に補助部門間接費は之を夫々製造部門間接費へ振替へねばならない。

イ 管理部費の振替			
甲部門間接費	100	管理部費	500
乙部門間接費	50		
丙部門間接費	100		
工具部費	50		
動力部費	50		
修理部費	50		
福利部費	100		
ロ 福利部費の振替			
甲部門間接費	150	福利部費	800
乙部門間接費	150		
丙部門間接費	250		
工具部費	100		
動力部費	80		
修理部費	70		
ハ 修理部費の振替			
甲部門間接費	350	修理部費	1,120
乙部門間接費	400		
丙部門間接費	200		
動力部費	170		
ニ 動力部費の振替			
甲部門間接費	700	動力部費	2,100
乙部門間接費	850		
丙部門間接費	300		
工具部費	250		

ホ 工具部費の振替

甲部門間接費	200	工具部費	1,200
乙部門間接費	350		
丙部門間接費	650		

その結果、各製造部門費は下の如くなる。

甲部門間接費		乙部門間接費		丙部門間接費	
補助原料 100	貸方は豫定配賦率で決定される 豫定配賦額を記入する	補助原料 150	豫定配賦額	補助原料 100	豫定配賦額
間接工賃 70		間接工賃 80		間接工賃 60	
減價消却費 450		減價消却費 440		減價消却費 460	
保険料 120		保険料 100		保険料 130	
.....		
管理部費 100		管理部費 50		管理部費 100	
福利部費 150		福利部費 150		福利部費 250	
修理部費 350		修理部費 400		修理部費 200	
動力部費 700		動力部費 850		動力部費 300	
工具部費 200		工具部費 350		工具部費 650	

間接費の製品配賦記帳 既に述べた如く、間接費の製造勘定への配賦記帳は、實際の部門別間接費を直接に製造勘定へ振替へるものではなく、豫定配賦率による豫定配賦額を振替へる。即ち、豫定配賦額を部門別に分類集計する間接費分類仕譯帳(73頁)によつて、月末、その部門別合計を製造勘定に振替へて製品原価とする。即ち次の如き仕譯を行ふ。

		(豫定配賦額)	
製 造	× ×	甲部門間接費	× ×
		乙部門間接費	× ×
		丙部門間接費	× ×

かく、製造勘定借方へ振替へる間接費配賦額は豫定配賦額であるから、先に示した實際發生額たる各部門間接費勘定借方と、その豫定額を記入する同貸方とは一致しないことが普通である。この差額は之を損益勘定へ振替へて原價としない。

原價元帳 以上は個別原價計算制度に於ける簿記上の處理であるが、總勘定元帳の製造勘定の内容は、別に、製造指圖書別にヨリ詳細な記録計算を必要とする。故に、原價計算係は製造指圖書別に、指圖書番號、製品名、數量、完成豫定日、着手日、原料欄、工賃欄、間接費欄等を設けた原價元帳を設け、こゝで指圖書別に製品原價の集計を行ふ必要がある。之は一定の帳簿内に設けることも出來れば、必要に應じては別々の表の形で之を行ふことも出來る。原價計算表とも言はれてゐる所以である。これ等の記録集は總勘定元帳製造勘定の明細帳となる。

今、参考のため某鐵鋼所で作製した原價計算表の記入例を示せば別表の如くである。原價計算表第一號は、完成品の原價計算を示し、同第二號、第三號は月別に原價の記入せるものを示す。第二號は月別工賃及び經費を、第三號は材料費を示してゐる。故に、第二號、第三號表を基礎として、第一號表が完成される譯である。

例題記帳

練習第四

目的 個別原價計算制度の場合に於ける簿記法を會得すること。

組織 製造部門としては機械部、仕上部、組立部の三部門をもち、補助部門としては動力部、修理部、倉庫部の三部門をもつものから成る。

帳簿 仕譯帳、總勘定元帳、原價元帳 $\#1$ 、 $\#2$ 、 $\#3$ の三勘定)

勘定科目 現金、當座預金、賣掛金、建物、土地、機械及設備、原料、製品、製造、製品賣上、消耗品、買掛金、支拂手形、建物減價引當金、機械及設備減價引當金、貸倒引當金、退職引當金引當有價證券、職員退職引當金、法定積立金、資本金、工賃、未拂工賃、間接工賃、消耗費、健康保險料、特別費、機械部間接費、仕上部間接費、組立部間接費、動力部費、修理部費、倉庫部費、未拂税金、保險料、俸給、税金、照明費、動力費、職員物價手當、工場雜費、總係費、減價消却費。

間接費は直接工賃を基準とし、直接工賃豫定額 $\yen 2,500$ 間接費豫定額 $\yen 7,000$ とし、その直接工賃に對する豫定配賦率はその3.5倍とする。

十二月中に於ける取引例

イ 期首繰越高次の通り。

現金	11,815	買掛金	7,000
貸座預金	12,000	支拂手形	5,500
賣掛金	8,200	建物減価引当金	1,000
建物	20,000	機械及設備減価引当金	1,500
土地	10,000	貸倒引当金	700
機械及設備	102,000	職員退職引当金	1,800
原材料	8,000	法定積立金	12,000
消耗品	1,200	資本金	147,665
仕掛品	2,150		
退職引当金引當有價証券	1,800		
	<u>177,165</u>		<u>177,165</u>

仕掛品は指圖書#101

ロ 新に註文を受け、指圖書#102, #103を發行す。

ハ 原料倉出請求書による倉出原料次の通り。

原料イ 325個 @ 円 0.60

原料ロ 935個 @ 円 0.80

ニ 指圖書別による原料消費量次の通り。

圖書指#101 原料イ 205個 原料ロ 520個

圖書指#103 原料イ 120個 原料ロ 415個

ホ 消耗費高次の通り。

機械部 円 50 仕上部 円 20 組立部 円 70 動力部

円 400 修理部 円 15

ヘ 原料掛買。

原料イ 1,000個 @ 円 0.60

原料ロ 1,500個 @ 円 0.80

ト 消耗品 円 800現金買。

チ 工賃總額 $\yen 2,150$ なり。依つて、健康保険料 $\yen 215.0$
職員退職引當金 $\yen 43$ 、所得税 $\yen 215$ 、合計 $\yen 279.50$ 差
引き $\yen 1,870.50$ を現金にて支拂ふ。

リ 本月分未拂工賃 $\yen 245$ を計上す。

ヌ 工賃の割當次の通り。

指圖書 #101 $\yen 500$ (機械部300, 仕上部 70, 組立部130)
指圖書 #102 $\yen 850$ (機械部460, 仕上部150, 組立部240)
指圖書 #103 $\yen 600$ (機械部300, 仕上部160, 組立部140)
間接工賃 機械部 $\yen 170$ 仕上部 $\yen 90$ 組立部 $\yen 80$
動力部 $\yen 30$ 修理部 $\yen 50$ 倉庫部 $\yen 25$

ル 賣掛金の中 $\yen 2,800$ 現金にて受取る。

ロ 倉出原料次の通り戻る。

指圖書#103 原料ロ 5個 @ $\yen 0.80$

ワ 本月分諸経費次の通り現金にて支拂ふ。

保険料	$\yen 480$ (内, 未経過分 $\yen 120$)
俸給 (所得税控除 内 $\yen 115$)	$\yen 2,100$ (内, $\yen 1,200$ は一般營業費)
税金	$\yen 1,400$ (内, $\yen 700$ は一般營業費)
照明費	$\yen 420$
動力費	$\yen 1,100$
職工物價手當	$\yen 750$
工場雜費	$\yen 310$
總係費	$\yen 570$

カ 製圖係職員俸給 $\yen 280$ 、職工長俸給 $\yen 500$ の處、所
得税 $\yen 12$ 差引き手取金現金にて支拂ふ。

キ 上記直接費の配賦次の通り。

指圖書 #101 　　¥ 100
 指圖書 #102 　　¥ 420
 指圖書 #103 　　¥ 260

タ 間接費の豫定配賦を行ふ。豫定配賦率は直接工賃の3.5倍とする。

レ 指圖書#101, #102完製につき之を製品勘定へ振替ふ。

ソ 指圖書#101の製品¥6,100にて掛賣す。

ツ 建物減價消却費¥300 機械及設備減價消却費¥1,000を計上す。

ネ 間接費を次の基準により部門別へ割當て、(但し間接工賃、消耗費の配賦は前掲による)補助部門費は一定基準により製造部門へ配賦す。

機械部 8 仕上部 2 組立部 3
 動力部 3 修理部 2 倉庫部 2

費目	合計	製造部門			補助部門		
		機械部	仕上部	組立部	動力部	修理部	倉庫部
間接工賃	445	170	90	80	30	50	25
消耗費	555	50	20	70	400	15	—
保険料	360	144	36	54	54	36	36
俸給	900	360	90	135	135	90	90
税金	700	280	70	105	105	70	70
照明費	420	168	42	63	63	42	42
動力費	1,100	440	110	165	165	110	110
職工手當	750	300	75	112.5	112.5	75	75
工場雜費	310	124	31	46.5	46.5	31	31
減價消却	1,300	520	130	195	195	130	130
合計	6,840	2,556	694	1,026	1,306	649	609
倉庫部費		242	103	85	95	84	609
修理部費		320	135	192	36	733	
動力部費		890	242	365	1,437		
		4,008	1,224	1,608			

ナ 決算を行ふ。

イ 原料棚卸高を8,850

ロ 製品売上勘定残高を損益勘定へ振替へ、

ハ 総係費、一般営業諸経費、間接費配賦差、原料不足等を損益勘定に振替へて、純損益を計算し、

ニ 標準形式により損益計算書を作製せよ。

註 決算に際し必要な勘定科目は適當に設けること。

合計残高試算表

十二月三十一日

残高	合計	勘定科目	合計	残高
4,191 50	14,615 00	現金	10,423 50	
12,000 00	12,000 00	預金		
11,500 00	14,300 00	座掛	2,800 00	
20,000 00	20,000 00	建物		
10,000 00	10,000 00	土地		
102,000 00	102,000 00	機械及設備		
8,861 00	9,804 00	原製備品	943 00	
4,734 00	9,234 00	製備品	4,500 00	
3,360 00	12,648 00	製造品	9,288 00	
1,445 00	4,500 00	消耗品	6,100 00	1,600 00
	2,000 00	買掛	555 00	
		支拂掛手	8,800 00	8,800 00
		建物減価引當金	5,500 00	5,500 00
		機械設備減価引當金	1,300 00	1,300 00
		貸倒引當金	2,500 00	2,500 00
1,800 00	1,800 00	退職引當金	700 00	700 00
		職員退職引當金		
		法定積立	1,843 00	1,843 00
		資本	12,000 00	12,000 00
	2,395 00	工未拂接	147,665 00	147,665 00
	445 00	未間消	2,395 00	
	555 00	健康保	245 00	245 00
	780 00	特別	445 00	
298 00	4,008 00	機械部間接	555 00	
	1,224 00	仕立部間接	780 00	21 50
	1,608 00	組立部間接	780 00	
	1,427 00	動力部	3,710 00	
	733 00	修理工部	1,330 00	106 00
	609 00	倉庫部	1,785 00	177 00
120 00	450 00	未保稅	1,427 00	
1,200 00	2,100 00	俸給	733 00	
700 00	1,400 00	稅	609 00	
	420 00	照動力	372 00	372 00
	1,100 00	職員物價	360 00	
	750 00	工場雜費	900 00	
570 00	310 00	工總減價	700 00	
	570 00	減價	420 00	
	1,300 00	減價	1,100 00	
182,829 50	235,175 00		750 00	
			310 00	
			1,300 00	
			1,300 00	
			235,175 00	182,829 50

第十章 工場會計の獨立

必要 既に述べた如くして、近代の工業は製造作業が複雑化してゐる結果、原價計算方法も亦複雑多岐に亘つてゐるので、工業簿記全體としては極めて複雑した組織をもたねばならない。然も、工業簿記は常に一つの工業全體の財産並に資本變動の大綱を秩序正しく記録處理する必要があるので、個々の記録が複雑多岐に亘れば亘るだけ、その複雑多岐に亘る記録を統合する組織が考へられねばならない。畢竟、この場合には分化された個々の記録を一つの中心に統合する組織を造り上げることが肝要となる。

分化された記録を一つの中心に統合し、もつて全體としての財政状態を概観せしむるためには二つの方法が存する。その一は多數の明細帳簿を使用することにより詳細な記録を保つと共に、總勘定元帳には、その各明細帳簿を統合する統轄勘定を設定する方法之である。その典型的な帳簿組織として銀行簿記法をあげることが出来る。他の一は、必要に應じて二つ以上の獨立の會計部門を設定し、中心となる總勘定元帳と分離された獨立の會計部門との關係は之を補足的な統轄勘定によつて結付ける方法之である。一般に、工業に於ては營業部と工場とが場所的

に分離してゐる外、工場が各地に散在してゐる場合が可成り多いので、この場合には、工場毎に多數の獨立した工場會計をもつことが必要となる。故に、工業簿記に於ては、總勘定元帳とこの獨立した工場會計とを如何にして有機的に結び付け、もつて事業全體としての財政状態を概觀せしむるかの工夫が必要となる。

工場元帳の設定 總勘定元帳をもつ一般會計から分離して獨立の工場會計を設ける場合には、その工場會計としては工場元帳を設け、之に製造に關係ある勘定を開設する必要がある。従つて、その範圍の勘定は一般會計の總勘定元帳に設ける必要はない。

總勘定元帳と工場元帳との連絡のためには、總勘定元帳内には工場元帳勘定を設け、反對に、工場元帳内には總勘定元帳勘定を設けて、兩統轄勘定を互に照合せしむることとする。例へば、一般會計で工場用の原料を購入し、工賃を支拂へば、その借方勘定は原料、工賃としなないで、凡て工場元帳勘定として仕譯處理し、もつて一般會計が工場會計に對する債權を示す。そこで、工場會計の方ではそれだけ一般會計からの負債をもつこととなるので、借方は原料若くは工賃勘定を設けるが、貸方は凡て總勘定元帳勘定として仕譯處理する。その結果として、總勘定

元帳に於ける工場元帳勘定と、工場元帳に於ける總勘定元帳勘定とは、同一のことを貸借反對に記入してあることとなるので、共に照合勘定たる性質をもつ。この中、總勘定元帳に於ける工場元帳勘定は工場元帳全體を統轄する性質をもち、工場元帳内に於ける總勘定元帳勘定はその照合勘定たると共に、工場元帳を獨自平均化せしむる作用をもつこととなる。

記帳法 一般會計に於ける一般仕譯帳と、工場會計に於ける工場仕譯帳とに分けて、その仕譯處理を示せば次の如くである。

	取引例	一般仕譯帳	工場仕譯帳
1	原料の買入	工場元帳勘定 7,000 買掛金 7,000	原料 7,000 總勘定元帳勘定 7,000
2	工賃の支拂	工場元帳勘定 2,000 現金 1,700 〇〇 300	工賃 2,000 總勘定元帳勘定 2,000
3	工場経費の支拂	工場元帳勘定 500 現金 500	修繕費 500 總勘定元帳勘定 500
4	原料の返品	買掛金 100 工場元帳勘定 100	總勘定元帳勘定 100 原料 100
5	減價消却費の計上	工場元帳勘定 1,000 減價消却 500 建物機械減價引當金 1,500	減價消却 1,000 總勘定元帳勘定 1,000
6	製品の賣却 (原價 ¥ 3,500)	賣掛金 4,000 製品賣上 4,000 製品賣上 3,500 工場元帳勘定 3,500	總勘定元帳勘定 3,500 製品 3,500

以上の如き仕譯處理が行はれる結果として、總勘定元帳に於ける工場元帳勘定は普通借方殘をもつこととなり、それは、一般會計が工場に對して與へた資本金額を示すこととなる。故に、工場元帳に於ける總勘定元帳勘定貸方殘は、工場が一般會計から融通を受けてゐるその資本金額を示し、その他の勘定は、この資本金の運用状態を明にしてゐるものであると言ふことが出来る。

第十一章 工業簿記の勘定組織と 帳簿組織

第一節 工業簿記の勘定組織

工業簿記に於ける特有の勘定については既に若干ふれたところであるが、こゝには一定の標準により工業簿記に用ひらるゝ全勘定を分類綜合して、これに必要な説明を加へて置く。見出しの勘定の中には實際に用ひらるゝ勘定ではなくして、全勘定を綜合する必要から附せられたものがある。

1. 静止勘定 静止勘定とは原則として營業年度末にのみ記帳される勘定の謂であつて、これに屬する勘定は土地、建物、機械、工具、特許權、鑛業權、創業費、社債發行費、投資有價證券、資本金、積立金、社債、借入金等である。

2. 財政勘定 財政勘定とは貨幣取引及短期信用取引に關する勘定の謂であつて、これに屬する勘定は現金、當座預金、振替貯金、受取手形、賣掛金、買掛金、支拂手形、當座借越等である。

3. 經營外損益勘定 この勘定は、製品の製造又は販賣に關係しない損失又は収益であつて、従つて、原價計算に關係のない損益に關する勘定である。例

へば、偶發事故による損失、財産評價損、貸倒金、重役賞與及功勞金、營業收益税、所得税、寄附金、投資不動産賣却損、支拂利子、配當收益、受取利子、財産評價益、財産賣却益、消却債權取立益等がこの勘定に屬する。

4. 製造原價要素勘定 製造原價要素に屬する勘定は原料費、工賃、經費に關する勘定に大別し得る。

原料費に屬する勘定は更に之を主要原料費、補助原料費、消耗工具器具費、工場事務用消耗品費に分けることが出來、工賃に屬する勘定は更に之を主要工賃、補助工賃(工場長、技師等の給料)、雜役工賃に分けることが出来る。同様にして、經費に屬する勘定は更に之を減價消却費、地代及家賃、機械裝置運搬具賃借料、特許權使用料、保險料、租税及公課、旅費、通信費、照明費、暖房費、動力費、用水費、運搬費、材料保管費、修繕費、検査費、従業員賞與及手當金、健康保險料負擔金、退職手當積立金繰入、従業員募集費、従業員訓練費、従業員福利施設費、試験研究費、仕損費、雜費等に分けることが出来る。

之等の各原價要素の勘定では、其實際の支拂額を借方に、實際の消費額を貸方に記入する。

5. 部門費勘定 この勘定は部門費を集計する勘定であつて、製造部門勘定と補助部門勘定とに分け

ることが出来る。製造部門勘定は更に之を機械部、仕上部、組立部等に分けることが出来、補助部門勘定も亦、之を動力部、修繕部、運搬部、検査部、工場管理部等に分けることが出来る。

之等の部門費勘定には實際の發生額を借方に、他部門又は指圖書への配賦額を貸方に記入する。個別原價計算に於ては、部門費の指圖書への配賦は豫定率によつて行ふので、その豫定配賦額と借方の部門費の實際發生額との差は、間接費配賦超過若くは間接費配賦漏の勘定で處理する。

6. 製造勘定 製造勘定は或は仕掛品勘定と言ひ、製造原價を其借方に集計し、製品勘定又は半製品勘定に振替へたる原價を貸方に記入する。半製品勘定に振替へざるときは、製造勘定借方殘高が半製品乃至仕掛品の原價を示すこととなる。

製造勘定借方には、個別原價計算に於ては直接原料費、直接工賃、直接經費(特別費)、製造間接費の別に記入し、單純綜合原價計算に於ては原料費、工賃、經費の各原價要素別に記入し、又、工程別綜合原價計算に於ては主要原料費、工程個別費、工程共通費負擔額、補助部門費負擔額の別に之を記入する。

7. 一般管理費勘定 一般管理費勘定は一般管理費を集計して、之を半製品勘定又は製品勘定に振替

へるものである。一般管理費を構成する原價要素は、重役俸給、手當金、健康保険料負擔金、退職手當積立金繰入、福利施設費、事務用消耗品費、地代及家賃、火災保険料、照明費、煖房費、旅費、通信費、租税、出張手當、交際費等であるが、之等の經費は、言ふ迄もなく製造原價要素中の經費勘定の内譯と同一のものが可成り多いのであるが、一般管理及販賣に關係あるものゝみが、この一般管理費に屬し、製造に直接關係あるものは先の製造原價要素中の經費勘定に屬する。

8. 半製品(仕掛品)、製品、仕損品、副製品勘定 半製品勘定、製品勘定には、半製品又は製品の製造原價及一般管理費負擔額を借方に記入し、その賣上と共に、之を製品賣上勘定若くは半製品賣上勘定に振替へる。工程別綜合原價計算の場合に於て、半製品を材料として次の工程に引渡したる場合には、之を次の製造部門費勘定借方に振替へる。

仕損品、副製品の原價は製造勘定貸方と、仕損品若くは副製品勘定借方とに記入する。

9. 販賣費要素勘定、販賣間接費勘定、販賣費を構成する要素勘定は、販賣部従業員の給料、手當、健康保険料負擔金、退職手當積立金繰入、賣上品發送費、販賣手數料、販賣調査費、販賣部従業員旅費、

廣告宣傳費、販賣代金請求費等に之を分けることが出来る。個別原價計算に於て販賣間接費の配賦を豫定配賦率により行ふ場合には、實際發生額との差額は之を販賣間接費差額勘定に振替へる。

10. 製品賣上勘定、製品賣上勘定は製品賣上の成果を計算する勘定であつて、借方には販賣した製品の原價が製品勘定から振替へられ、同貸方には、販賣の都度販賣高が記入される。故に、此勘定方貸方残高は製品賣上の利益を示し、決算期には一般損益勘定へ振替へられる。尤も、この勘定には貸方に賣上高のみが記入され、同借方に記入すべき賣上製品の原價は、別に賣上品原價勘定を設けて、同借方に記入する方法を採ることがある。この場合には、製品賣上勘定貸方残高と賣上品原價勘定借方残高とが一般損益勘定へ振替へられる譯である。

11. 間接費差額勘定、間接費差額勘定は之を部門費差額勘定、一般管理費差額勘定、販賣間接費差額勘定とに分けることが出来る。何れも、製品原價に關係せしむることなくして、一般損益勘定に振替へる。

以上、工業簿記に用ひらるゝ凡ての勘定を一定の標準により分類し、之に若干の説明を加へた譯であるが、凡ての工業に、一樣に以上の諸勘定を用ひね

ばならないものと考へてはならない。或工業の會計處理に、具體的にどう言ふ勘定科目を設定する必要があるかと言ふことは、その工業の種類、規模の如何、事務組織の状態等を考慮して決定すべき問題であるのであつて、如何なる場合にも常に適用されねばならない絶對的な標準がある譯のものではない。

第二節 工業簿記の帳簿組織

工業簿記に於ける帳簿組織も亦、工業の種類、規模の大小、事務組織の如何等により夫々異なるものであるが、今、原價計算を中心として之を分類すれば、大體次の如く大別することが出来る。

1. 製造命令に関する書式

製造命令に関する書式としては製造指圖書、製作圖面、及仕様書がある。製造指圖書は普通個別原價計算に於ける特定製造指圖書を指すものであるが、綜合原價計算の場合には一般に繼續製造指圖書が用ひられる。

2. 原料費に関する帳簿書式

原料の購入、消費、棚卸を記録する帳簿及傳票であつて、その主なるものを列擧すれば次の如くである。

1. 原料購入請求書

- ロ、原料註文書
- ハ、仕入先ヨリノ送状
- ニ、原料受入報告書
- ホ、原料返品票
- ヘ、原料倉出請求書
- ト、原料返還票
- チ、原料元帳
- リ、原料仕入帳
- ス、仕入先元帳

3. 工賃に関する帳簿書式

工賃に関する帳簿書式は、工賃の支拂消費を記録するものであつて、その主なるものを列挙すれば次の如くである。

- イ、出勤時間票
- ロ、作業時間報告票、出来高報告票
- ハ、工賃支拂帳
- ニ、給料支拂帳

ホ、工賃仕譯帳 工程別総合原價計算の場合には工賃を各部門費勘定へ、個別原價計算の場合には直接工賃を製造勘定、間接工賃を各部門費勘定へ振替へるための工賃の分類仕譯をなす帳簿である。

4. 経費に関する帳簿書式

経費別にその経費の支拂、發生を記録する帳簿書

式であつて、その主なるものを列挙すれば次の如くである。

イ、固定資産臺帳 固定資産の原價、改良、耐用命數、殘存價格、減價消却方法、消却率等を記載するものであつて、建物臺帳、機械臺帳、工具臺帳、備品臺帳等が之である。

ロ、經費支拂傳票

ハ、小口現金出納帳

ニ、賞與及手當金支拂帳

ホ、經費月割帳

ヘ、經費仕譯帳 (工賃仕譯帳と同一の任務をもつ)

5. 補助部門費の部門配賦に關する帳簿書式

部門共通費の各部門への配賦及補助部門費の各製造部門への配賦のために部門共通費配賦基準表、補助部門費配賦基準表を設ける。部門共通費配賦基準表は共通費の各部門への配賦基準事項と、この基準による共通費の各部門配賦比率を記載する明細表である。例へば、建物減價消却費に關しては配賦基準事項としては建物面積を、各部門配賦比率としては各部門占有面積の比率を記載しておくが如くである。

6. 製造原價の集計に關する帳簿書式

個別原價計算に於て製造原價集計に關しては次の如き帳簿が用ひられる。

イ、部門別作業時間報告書（間接費配賦の基準となる）。

ロ、原價計算表（各製造指圖書別に設ける）

ハ、製造間接費仕譯帳（部門費を製造勘定へ振替へるための仕譯帳）

総合原價計算に於ては、原價の集計に關する明細表としては原價計算表を作成する。この原價計算表には單純綜合原價計算の場合には原料費、工賃、經費を夫々原價要素別に記入し、工程別綜合原價計算の場合には、主要原料費、部門個別費及部門共通費負擔額を夫々原價要素別に、補助部門費負擔額を各補助部門費目別に記入する。

7. 一般管理費要素及其集計に關する帳簿書式

その形式は製造間接費の支拂發生に關する帳簿と同様であつて、一般管理費要素勘定を一般管理費勘定へ集計するためには、一般管理費仕譯帳を用ひる。

8. 半製品、製品、仕損品、副製品等に關する帳簿書式

その主なる帳簿は次の如くである。

イ、製品完了報告書(倉入票)

ロ、製品、半製品倉出票

ハ、製品、半製品元帳

ニ、仕損品報告書

ホ、副製品報告書

9. 販賣費、總原價に関する帳簿書式

販賣費要素の支拂及發生、販賣間接費要素の販賣間接費勘定への集計に關しては次の如き帳簿が用ひられる。

イ、販賣費要素の支拂及發生に關する帳簿

ロ、販賣費仕譯帳

10. 賣上に關する帳簿書式

半製品、製品、副製品の賣上に關しては次の如き帳簿を用ふる。

イ、賣上傳票

ロ、賣上帳

ハ、得意先元帳

第十二章 統制經濟の發展と工業會計

統制經濟の發展と企業家の任務 自由主義經濟に代つての統制經濟の發展は最近に於ける顯著な現象であるが、そこには、自由競争市場に成立する自然的、市場價格に代つて、意思的な統制價格の形成、造出が問題となる。換言すれば、こゝでは價格は市場に於ける需給關係によつて決定されるのではなくて、原價を基礎とする適正價格が形成されねばならないのである。こゝに、自由主義經濟と本質を異にした統制經濟の姿が存する。

ところが自由主義經濟の時代に於ては、企業の利潤は市場價格マイナス原價で決定されるので、この場合には、企業者は、一方で出来るだけ有利な市場價格を採求すると共に、他方ではなるべく原價を引下げること努力し、もつて利潤をなるべく大ならしめんとすることに注意を傾注してゐた傾がある。然るに、統制經濟に於ては、價格は與へられたものではなくて原價を基礎として人爲的に形成するものであり、又、利潤は價格と原價との差額ではなくて、逆に價格を形成するために原價に附加すべき價格構成要素となつてゐる。こゝに統制經濟の一つの重要

な特質が存してゐる。従つて、企業者の利潤追求と言ふこれまでの思想に代つて、こゝには原價を出来るだけ引き下げて統制價格の引下げに努めると言ふ企業者の新しい任務が招來してゐる。自由主義經濟に於ける原價引下げの努力は、専ら利潤を大にして企業者を利すると共に、國民經濟にも亦有益であると考へられてゐたのであるが、之に代へて、統制經濟に於ける原價引下げの努力は、國民經濟的資本の能率的利用によつて價格を引下げると共に、もつて國民的厚生に寄與することに存してゐる。こゝに利潤追求に代つて企業者の新な國民經濟的任務が力強く登場しつゝあるものと言ふことが出来る。

統制價格と原價計算の統一 かゝる統制經濟下に於ては、製品の價格は原價に適正な利潤を加へたもので決定されるので、工業會計に於ける原價の計算は個別經濟的にも國民經濟的にも極めて重要な任務をもつこととなる。殊に、原價を基礎として人爲的に適正な統制價格を形成せんがためには、夫々の企業に於て行はるゝ原價計算の方法が適正なものでなければならぬ。更に又、同一の製品も、その原價は夫々の經營に於て相違するものであるから、その何れの經營の原價を基礎として統制價格とするかが最も公正であるかと言ふことは、その前提に於て、原

價計算方法の統一がなくてはならない。蓋し、然らざれば原價の比較考量が不可能となるからである。こゝに於て、原價を基礎として適正な價格を決定せんとする統制經濟下に於ては、原價が適正でなければならないと共に、その適正な原價計算の方法が同種類の全企業に統一的に採用されてゐなければならない。こゝに、統制經濟下に於ては工業會計制度全體の適正化、統一化が重要な問題として取上げられねばならない根據が存してゐる。昭和十四年十月制定の陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱と言ひ、同十五年一月制定の海軍軍需品工場事業場原價計算準則と言ひ、共に、かゝる原價計算方法の適正化とその統一化とを狙つたものであつて、之によつて軍需品買上價格の適正を期せんとするものに外ならない。もつて統制經濟に於ける工業會計の新しい傾向を窺ふことが出来る。

工業會計統一化の内容 工業會計の統一化は、形式的には原價計算制度の統一化、勘定科目の統一化、帳簿組織の統一化、原價記録書式の統一化、財務諸表の統一化等の形をもつて現はれ、實質的には、原價範圍の統一化、原價要素の評價方法の統一化、減價消却費決定方法の統一化、間接費配賦方法の統一化等の形をもつて現はれる。我國に於て、工業會計

の統一化を企圖せる代表的なものは、上に述べた陸海軍原價計算要綱の外、陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則、海軍軍需造船工場原價計算細則、海軍軍需航空機工場原價計算細則、商工省制定財務諸表準則、財産評價準則、製造原價計算準則、大藏省内規固定資産減價償却表等が存してゐるが、その何れも、形式的實質的な二つの方面に亘つて、工業會計の統一化が意圖されてゐるのを見る。

會計制度の統一化について特に注意すべきは、その統一化は原則として同一業種の會計制度の統一であつて、異種業種間の統一化ではないと言ふ點である。又、同一業種間の統一化と言つても、その同一業種の中には規模の大小、企業組織の相違等が存してゐるので、同一業種の凡てのものに一樣に妥當する唯一の方法しかないと言ふ意味でもない。言はゞ、會計制度の統一化は一つの標準的な型を示し、規模の大小事務組織の如何等を考慮して、その運用には融通性をもたしむることが肝要である。

附錄 製造工業原價計算要綱

一 原價計算要綱制定の意義

嘗て、企業經營の有力なる手段として考案された經營の計算制度、わけても原價計算制度は、今や、國民經濟運營の手段として、國家の必要から之が統制利用せらるゝに至つてゐる。例へば、國家總動員法に基く『價格等統制令』第十條に於ては『主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得』と規定し、『會社經理統制令』第三十六條に於ても『會社ハ閣令ノ定ムル所ニヨリ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ』と同様規定し、更に『軍需品工場事業場検査令』第四條に於て『陸軍大臣又ハ海軍大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場事業主ニ對シ軍需品又ハ其原料若ハ材料ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得』と規定してゐるが如くである。

特に、陸海軍は『軍需品工場事業場検査令』に基き早くより統一原價計算制度を制定し、既に具體的に之が實施を行つてゐる。即ち、昭和十四年勅令第七百七號に基く陸軍省令第五十三號別冊を以つて『陸軍々需品

工場事業場原價計算要綱』を、同十五年一月二十日附海軍官房第二百三十三號を以つて『海軍々需品工場事業場原價計算準則』を公布制定し、同十五年春には『軍需工業適正利潤率算定要領』を發表して、原價に附加すべき適正利潤率算定の基準を明にし、以つて原價計算主義に基く價格決定原則を確立してゐる。かゝる陸海軍の原價計算に關する熱意と努力とは、原價計算の普及發達を促進せしめ、その重要性の一層の認識を深めしむるに至つてゐることは事實であつて、政府も亦、統制經濟運營の有力なる手段としての原價計算の重要性を認識し、經濟政策運營の手段として之が利用を考慮するに至つてゐる。

今回、企劃院發表の『製造工業原價計算要綱』は、全くかゝる客觀的狀勢下に於て統制經濟運營の手段たらしむるために制定したるものに外ならない。本要綱實施の曉には、我が國に於ける原價計算制度は普く發達し、然も、その統一的原價計算制度を通して、それが統制經濟運營の有効適切なる手段として廣く利用せらるゝに至ることは言ふ迄もない。そこに、本要綱のもつ大きい時代的意義が存してゐることを注意せねばならない。或は原價主義に立つ價格統制の全面的確立、原價比較による經營生産能率の管理統制、能率經營への重點主義の強化による生産增強、經驗交換による

生産能率の向上等、その利用せらるゝ側面は可成り廣汎に亘るのであつて、かゝる制度の利用により始めて、統制經濟の合理的、組織的運營が可能となり、その結果として、我が國に於ける統制經濟は一段とその効率を高めるに至ることが考へられる。

尤も、本要綱は、別に作成せらるゝ業種別統一原價計算準則の基準であるから、具體的には、本要綱に基いて夫々の業種に適應した業種別原價計算方法が採用せらるゝに至るものである。その基準となるものである意味に於て、次に『原價計算要綱』の全文を掲げて參考に供することとする。

二 製造工業原價計算要綱

第一章 總 則

第一 原價計算の目的

本要綱に依る原價計算は製造工業に於ける正確なる原價を計算し以て適正なる價格の決定及經營能率の増進の基礎たらしむることを目的とす

第二 原價及原價計算

本要綱に於て原價とは事業の目的たる製品(修繕、工事等の作業を含む以下同じ)の生産及販賣の爲に製品に關して費消せらるる經濟價値の合計を謂ひ原價計算とは生産及販賣の爲に費消せらるる原價要素を一定の製品單位に付集合算定する手續を謂ふ

第三 事後原價計算と事前原價計算

本要綱は主として事後原價計算に付定むるも其の方法は之を事前原價計算に付ても準用す事後原價計算とは生産者手以後に原價を原則として其の實際の費消に付計算する方法を、事前原價計算とは生産者手以前に原價を見積に依り計算する方法を謂

よ

第四 原價の消費量及消費價格

本要綱に定むる原價計算は製品に關して費消せられたる原價要素の消費量及消費價格を其の實際に付計算す、但し必要ある場合には一部の原價要素に付其の消費量を見積りて計算し又は一部若は全部の原價要素に付之を一定期間適用せらるべき確定價格其他の計算價格を以て計算することを得、確定價格は過去の実績を基礎とし將來の豫想等を考慮して之を適正に定む

第五 原價計算の期間

原價計算の期間は一月とす、但し業種に依り其の期間を延長することを得

第六 原價の構成

原價は原則として之を製造原價と一般管理及販賣費(又は營業費以下同じ)とに分つ製造原價とは製品の生産に關して費消せらるる經濟價值を、一般管理及販賣費とは事業全體の管理及製品の販賣に關して費消せらるる經濟價值を謂ふ

製造原價に一般管理及販賣費を加へたるものを總原價と稱す

製造原價又は一般管理及販賣費を構成する要素は第七、第八、第十三、第十七、第二十二に定むる所を基準として分類するも業種、經營規模等の實情を考慮して適當の変更を加ふることを得、但し同一業種又同一經營規模に在りては原則として之を統一す

第二章 原價要素

第一節 製造原價の要素

第七 製造原價の要素

製造原價は之を材料費、勞務費及經費に分つ

材料費とは製品の生産の爲に費消せらるる物品の價值を、勞務費とは製品の生産の爲に費消せらるる勞働給付の價值を、經費とは製造原價の構成要素にして材料費及勞務費を除きたる原價要素をいふ

第一款 材料費

第八 材料費の分類

材料費は原則として之を原價要素に分つ

一 主要材料費又は主要原料費

主要材料費又は主要原料費とは製品の生産のために直接に費消せられ製品の基本的實體となりて再現する物品の價値を謂ふ

二 部分品費

部分品費とは其の儘製品に取付けられ其の組成部分となる物品の費用を謂ふ

三 補助材料費

補助材料費とは燃料、藥品、油類、修繕用材料、雜品(釘、螺旋等)等製品の生産の爲に補助的に費消せらるる物品の價値を謂ふ

四 消耗工具器具備品費

消耗工具器具備品とは耐用年數一年以内又は相當價格以下の工具器具及備品の費用を謂ふ

五 事務用消耗品費

事務用消耗品費とは用紙、文房具其他事務用に費消せらるる消耗品の價値を謂ふ

第九 材料消費量の算定

材料消費量の算定は原則として繼續記録法に依る、繼續記録法とは出庫の都度其の數量を材料の各種類毎に繼續記録して消費量を計算する方法を謂ふ

材料にして其の消費量を繼續記録法に依りて計算し難きもの又は其の必要なきものには棚卸計算法を適用することを得、棚卸計算法とは定期に各種材料毎に實地棚卸を行ひ棚卸量を繰越量及買入量の合計より差引きて當該期間の消費量を總括的に計算する方法を謂ふ、材料にして其の消費量が製品の生産量に略比例して増減するものに付ては逆計算法を適用することを得

逆計算法とは各種製品單位に要する材料の標準消費量を定め製品の生産量より逆に材料の消費量を推定計算する方法を謂ふ

第十 材料の購入原價

材料の購入原價は材料の買入代價に買入手數料、引取運賃、荷役費、保險料、關稅等買入に要したる引取費用を加算したるものとす、但し少額にして重要ならざる引取費用は之を経費として處理することを得

材料購入に際して割引、値引又は割戻を受けたるときは原則として之を材料の購入原價に算入せず

材料の購入事務、檢收、整理、選別、手入、保管等に要したる費用は原則として之

を材料の購入原価に算入せず、勞務費又は経費として處理す

第十一 材料の消費價格

材料の消費價格は購入材料に在りては原則として實際の購入原價を、自家生産材料に在りては實際の製造原價を以て計算す

同種材料を異なる價格を以て購入したる場合には其の消費價格は左の方法に依りて計算す

一 繼續記録法に在りては買入順法又は移動平均價格法に依りて計算す、買入順法とは購入材料を購入口別に區分し購入口附早き日の單價を該口の數量の盡くる迄其の材料の消費價格として採用する方法を謂ふ、移動平均價格法とは單價の相違する材料を購入する毎に加算平均單價を算出し之を材料の消費價格として採用する方法を謂ふ

二 棚卸法又は逆計算法に在りては平均購入原價を以て計算す

同種の自家生産材料にして其の製造原價異なる場合には其の消費價格の計算は前項に準ず

材料の消費價格は必要ある場合には一定期間適用せらるべき豫定價格を以て計算することを得

第十二 材料費差額の處理

材料の消費量又は消費價格の算定を豫定計算に依りて計算する場合、原價計算期末に生ずべき原價の實際額と豫定額との差額は之を原價計算外の損益として處理す、但し其の差額は一年又は一事業年度を通算して之を僅少ならしむことに努むるものとす

第二款 勞務費

第十三 勞務費の分類

勞務費は原則として之を左の原價要素に分つ

一 賃金

賃金は基本賃金の外加給金(時間外其の他の割増賃金)を含む

二 給料

三 雜給

雜給とは人夫賃其他之に準ずるものを謂ふ

第十四 消費賃金の計算

消費賃金は作業時間又は作業量(出來高)に賃率を乗じて之を計算す、作業時間、作業量又は賃率の計算は左の方法に依る

- 一 作業時間又は作業量は出勤票、作業時間報告書又は出來高報告書に依り計算す
- 二 賃率は時間拂賃金制度に在りては原則として實際の平均賃率に依り出來高拂賃金制度に在りては實際の出來高賃率に依る、平均賃率は一部門又は一職場に於る一定期間の賃金總額を同一期間の作業時間總數を以て除し計算す

消費賃金は必要ある場合には豫定計算に依りて計算することを得、此の場合原價計算期末に生ずべき賃金の實際額と豫定額との差額は之を原價計算外の損益として處理す、但し其の差額は一年又は一事業年度を通算して之を儘少ならしむることに努むるものとす

第十五 從業員賞與及手當

從業員賞與及手當は之を經費として處理す、但し必要ある場合には之を勞務費に加算することを得

第十六 勞務副費

從業員募集費、從業員訓練費並に工場法、健康保險法、退職積立金及退職手當法等に依る事業主負擔額其の他の從業員福利費等從業員の管理及福利に關する費用は之を經費とし勞務費に算入せず、但し工場法、健康保險法、退職積立金及退職手當法等による事業主負擔額は必要ある場合には之を勞務費に加算することを得

第三款 經 費

第十七 經費の分類

製造原價を構成する經費は原則として之を左の原價要素に分つ

一 從業員賞與及手當

二 健康保險料負擔金、退職手當積立金繰入金等

工場法、健康保險法、退職積立金及退職手當法等に依る事業主負擔額にして工場の從業員に對するものを謂ふ

三 厚生費

工場從業員の醫務衛生、保健、慰安、修養等の爲に支拂ふ費用を謂ふ

四 福利施設負擔額

學校、病院等福利施設を獨立會計と爲したる場合に於ける工場の負擔額を謂ふ

五 減價償却費

- イ. 建物の減償償却費
- ロ. 構築物の減償償却費
- ハ. 機械及装置の減償償却費
- ニ. 船舶の減償償却費
- ホ. 車輛及運搬具の減償償却費
- ヘ. 工具、器具及備品の減償償却費
- ト. 特許権、實用新案権、意匠權等の償却費
- チ. 試験研究費、試作費の償却費
- 六 地代及家賃
 - 工場敷地及工場建物の賃借料を謂ふ
- 七 機械、装置、運搬具等の賃借料
- 八 特許權使用料
- 九 保險料
 - 工場建物機械、貯藏物品等の火災保險料其の他の損害保險料を謂ふ
 - 自家保險料は支拂保險料に相當する金額の限度に於て之を經費とす
- 十 支拂修繕料
- 十一 支拂電力料
- 十二 支拂瓦斯代
- 十三 支拂水道料
- 十四 支拂運賃
- 十五 支拂保管料
- 十六 租稅及課金
 - 地租、家屋稅及同附加稅、車輛稅等の租稅及公共的出費たる課金にして工場に賦課せらるるものは之を經費とす
- 十七 旅費及交通費
- 十八 通信費
- 十九 梱卸減耗費
 - 梱卸減耗費は正常のものたる限り之を製造原價に算入す
 - 梱卸減耗費とは材料、部分品等の保管、運搬中に生ずる破損、腐敗、漏洩、蒸發變質等に因る減耗費を謂ふ

二十 仕損費

仕損費は正常のものたる限り之を製造原価に算入す

仕損が補修に依りて恢復せらるる時は之に要する費用を仕損費とす

仕損品が賣却價值又は利用價值を有する場合には其の見積金額を仕損品の原価より控除したるものを仕損費とす

二十一 外注加工賃

外注加工賃は之を経費とす、但し必要ある場合には其の材料費と併せて之を主要材料費又は部分品費として處理することを得、外注加工賃とは外部の生産者に材料を供給して加工せしめ半製品又は部分品として之を引取る場合に於ける支拂加工賃を謂ふ

二十二 雜費

工場が動力發生、用水、運搬、材料購入、材料保管、修繕、検査、従業員募集、従業員訓練、福利施設、試験研究等の内部用役に關して獨立の原價部門を設け第三章第一節第一款に定むる補助部門費計算を爲す場合には経費は概ね之を前項第一號乃至第二十二號に掲ぐる要素に分類す

工場が前項の内部用役に關し第三章第一節第一款に定むる補助部門費計算を爲さざる場合には當該用役に關する特別の費用として容易に捕捉し得る諸原價要素を複合して動力費、用水費、運搬費、材料保管費、修繕費、検査費、従業員募集費、従業員訓練費、福利費、試験研究費等の複合経費を設定し之を第一節第一號乃至第二十二號に掲ぐる経費要素と共に経費の分類中に加ふ、例へば動力用燃料費、動力係員の給料及賃金、買入動力費等を複合して動力費を、修繕用材料費、修繕作業係員の給料及賃金、支拂修繕料等を複合して修繕費を、従業員募集係員の給料、募集旅費、募集手数料等を複合して従業員募集費を設定するが如し複合経費を設定する場合之に複合せらるる諸原價要素は同一業種に在りては之を統一す

第十八 減價償却費

経費たる減價償却費に付ては左の如く定む

- 一 減價償却とは經常の減價償却を意味し固定資産の原價、耐用年數及殘存價額を測定し當該固定資産の原價を每期繼續的に減額し以て投下資本の回収を爲すことを謂ふ

二 減価償却を爲すべき資産の種類は概ね左の如し

イ. 建物

建物とは建物及棧房、冷房、照明、通風等の建物附屬設備を謂ふ

ロ. 構築物

構築物とは船渠、橋梁、岸壁、棧橋、軌道、貯水池等の土地に固著する土木設備を謂ふ

ハ. 機械及装置

機械及装置とは機械、装置及コンベヤ、ホイスト、起重機等の搬送設備を謂ふ

ニ. 船舶

船舶とは貨物船、機関船、舢舨、曳船等の水上運轉機關を謂ふ

ホ. 車輛及運搬具

車輛運搬具とは鐵道車輛、自動車、牽引車等の陸上運輸機關を謂ふ

ヘ. 工具、器具及備品

耐用年數一年以上にして相當價額以上の工具器具及備品を謂ふ

ト. 特許權、實用新案權、意匠權等

三 建物、機械及装置、工具、器具及備品其の他有形資産の減価償却は其の取得又は製作に要したる實際の原價を基礎として之を行ふ組立費、基礎工本費、諸税等固定資産の獲得設置に關する正當の附帶費用は之を固定資産の原價に算入す

改造又は修繕に因り固定資産の効用又は耐用年數を著しく増加したるときは其の増加の限度に於て當該費用の一部又は全部を固定資産の價格に加算す

建設助成金を受入れたるときは其の金額を固定資産の原價より控除す

建設利息は固定資産の原價に算入せず

四 固定資産は原則として各物件別に原價を計算し之を基礎として各物件別に減価償却を爲す、但し物件別に計算し難き場合には諸物件を一括して減価償却を爲すことを得

五 固定資産の耐用年數は使用又は時の経過に因る物的減耗、技術的進歩に因る陳腐化等を考慮して定むべきものにして別に定むる固定資産耐用年數表を標準とす

六 耐用年數經過後に於ける固定資産の殘存價額は殘存資産の種類、用途等を考慮して之を定む

七 減価償却費の計算は定額法に依る、但し必要ある場合には定率法に依ることを

得

- 八 器具備品にして減價償却の困難なるものに付ては取替法を以て減價償却に代ふることを得
- 九 過去の期間に償却すべかりし減價にして未償却のものは之を將來の減價償却費に計上せず原價計算外の損失として處理す
- 十 不慮の災害又は豫期し能はざる經濟事情の激變に因り固定資産に著しき減價を生じたる場合の特別償却は之を原價計算外の損失として處理す
- 十一 特許權、貸用新案權、意匠權等は有償にて取得したる場合に限り之を資産に計上し其の取得原價を基礎として耐用年數に應じ減價償却を爲す
前項無形資産の原價は第三者より有償にて取得したる場合には買入代價に取得に關する諸費用を加算したるものとし特別の費用の支出を以て創設したる場合には之に要したる諸費用を合計したるものとす

第十九 試験研究費及試作費

試験研究費及試作費にして經常の性質を有するものは之を當該期間の經費とす
新技術採用の爲に支出したる試験研究費又は試作費は之を繰延べ資産に計上することを得

前項の場合に於ては別に定むる所に依り其の償却をなす

- 第二十 修繕費 建物、機械装置等の修繕費は修繕維持の限度に於て之を經費とし改良擴張費を含まず

第二節 一般管理及販賣費の要素

第二十一、一般管理費と販賣費

一般管理費と販賣費とは之を一括し一般管理及販賣費として處理す、但し必要ある場合には兩者を區別して計算することを得

第二十二 一般管理及販賣費の分類

一般管理及販賣費は原則として之を左の原價要素に分つ

一 役員報酬

取締役、監査役等事業の役員に對する報酬を謂ふ

個人事業に於ける事業主報酬は適當なる額を見積りて之を原價に算入す

二 給料及賃金

一般管理及販賣事務に従事する従業員の給料及賃金を謂ふ

三 従業員賞與及手當

一般管理及販賣事務に従事する従業員の賞與及手當を謂ふ

四 健康保険料負擔金、退職手當積立金繰入金等

健康保険法、退職積立金及退職手當法等に依る事業主負擔額にして一般管理及販賣事務に従事する従業員に對するものを謂ふ

五 福利費

一般管理及販賣事務に従事する従業員の福利費を謂ふ

六 減價償却費

一般管理及販賣事務用の建物、備品等固定資産の減價償却費を謂ふ

七 地代及家賃

一般管理及販賣に關する土地及建物の賃借料を謂ふ

八 保険料

一般管理及販賣事務用の建物、備品等の火災保険料其の他の損害保険料を謂ふ

九 修繕費

一般管理及販賣事務用の建物、備品等の修繕費を謂ふ、但し修繕維持の程度に限り改良擴張費を含まず

十 照明費、暖房費、冷房費

一般管理及販賣部の照明、暖房、冷房等の費用を謂ふ

十一 租税及課金

租税は製造原價に計上せらるる租税、固定資産の原價に算入せらるる租税、法人税、營業税及同附加税、臨時利得税、所得税等を除きたる營業に關係ある租税を謂ひ、課金は商工會議所費、組合離出金等營業に關係ある課金にして製造原價に算入せられざるものを謂ふ

十二 旅費及交通費

一般管理及販賣に關する旅費及交通費を謂ふ

十三 通信費

一般管理及販賣に關する通信費を謂ふ

十四 事務用消耗品費

一般管理及販賣に關する事務用消耗品費を謂ふ

十五 交際費

交際費は種類及金額に於て正常のものに限り之を原價に算入す

十六 保管費

十七 發送費

製品の包装、荷造、運送等發送に關する諸費用を謂ふ

十八 製品納入試験費

十九 販賣手数料

委託販賣等の場合に於ける手数料を謂ふ

二十 販賣調査費

二十一 廣告宣傳費

廣告宣傳費は正常のものに限り之を原價に算入す

二十二 集金費

二十三 雜費

第三節 原價に算入し得ざる項目

第二十三 原價に算入し得ざる項目

左に掲ぐるものは之を原價に算入することを得ず

- 一 偶發的事情に因る損失 例へば(イ)火災、風水害、盜難等に因る損失 (ロ)偶發的債務損失 (ハ)訴訟費等の如し
- 二 利益を以て支辨すべき性質を有する項目 例へば(イ)設立費償却 (ロ)營業讓渡償却 (ハ)建設利息償却 (ニ)役員賞與及臨時的退職手當 (ホ)役員及社員の臨時の給與 (ヘ)法人税、營業税及同附加税、臨時利富税及所得税 (ト)寄附金、贈與等の如し
- 三 事業本來の目的に非ずして利殖、統制その他の目的を以て長期に亙り所有する資産に關する費用又は損失 例へば(イ)投資不動産、出資の目的を以て保有する有價証券、長期貸付金等の管理費用及此等の資産に對する諸税 (ロ)投資不動産賣却損等の如し
- 四 經營擴張の爲に豫備的に保有し又は建設中の設備に關する費用 例へば擴張用の土地、建物、機械、裝置、建設用材料、特許權等の取得、建設又は管理の費用及此等の資産に對する減價償却費、諸税等の如し
- 五 前拂費用 例へば未經過保險料、前拂賃借料等の如し
- 六 財産評價損 貸倒償却、違約金

七 利子及手形割引料、社債發行差金及發行費償却等利子の性質を有するもの

第三章 原價計算の方法

第一節 製造原價計算

第二十四 製造原價計算の手續

製造原價計算は製造原價要素を要素別に計算し次に之を關係諸原價部門に集計し最後に原價負擔者たる製品單位に負擔せしむる手續を經るを原則とす

第二十五 個別原價計算と綜合原價計算

製造原價計算は計算の方法に基き之を個別原價計算と綜合原價計算とに分つ

個別原價計算とは特定の製品を直接に計算の對象とし個別的に製品の原價を計算する方法を謂ふ、種類又は規格を異にする多様の個別製品を生産する工業に在りては此の方法に依り製造原價を計算す

綜合原價計算とは一期間に於ける製品全部の原價を綜合算定し次で之を製品單位に分割して製品の原價を計算する方法を謂ふ、同種製品を反復繼續して大量に生産する工業に在りては此の方法に依り製造原價を計算す

第二十六 製造原價要素の賦課手續上の分類

個別原價計算に在りては原價賦課の手續上製造原價要素を直接費と間接費とに分つ
直接費とは特定の製品に直接に負擔せしむる原價要素を謂ひ、直接材料費、直接勞務費及直接經費に分つ、間接費とは多數の製品に對し共通的に發生し特定の製品に直接に負擔せしむること困難又は不可能なる爲間接に負擔せしむる原價要素を謂ひ
間接材料費、間接勞務費及間接經費に分つ

綜合原價計算に在りても原價賦課の手續上必要ある場合は製造原價要素は之を個別原價計算に準じて直接費と間接費とに分つ

第一款 部門費計算

第二十七 原價部門

製造原價の計算に在りては工場を多數の原價部門に分ち部門費計算を爲すを原則とす

原價部門とは製品原價の正確なる計算及經營能率の増進の爲に各種原價要素を其の發生の場所に従ひ集計する計算上の區分を謂ふ、原價部門は同時に生産技術上の又は職制上の部門たるを通常とするも必ずしも之と一致するを要せず原價部門は之を

製造部門と補助部門とに大別す

製造部門とは直接に製造作業の行はるる部門を謂ふ、製造部門は製造作業の種別に依り之を各種の製造部門に分つ、例へば機械製作工業に於ける鑄造部、鍛造部、機械部、組立部等又は鐵鋼業に於ける軋炭部、製銑部、鋼塊部、鍛造部、歴延部等の如し

補助部門とは製造部門に對して補助的關係にある部門にして之を補助經營部門と工場管理部門とに分つ

補助經營部門とは當該事業の目的たる製品の生産に直接關與せず自己の製品又は生産的の用役を製造部門に提供する部門を謂ふ、例へば動力部、用水部、修繕部、運搬部、検査部、工具製作部等の如し

工場管理部門とは材料管理、工具管理、勞務管理、企畫設計等工場の管理事務を管掌する部門を謂ふ、例へば材料部(材料購買部及倉庫部)、工具管理部、勞務部、福利部、企畫設計部、試驗研究部、工場事務部等の如し

製造及補助の各部門は業種、經營規模、生産及管理組織等の實情を考慮して適當に設定す、但し同一業種、同一經營規模及同一生産形態のものに在りては原則として之を統一す

第二十八 部門費計算の手續

部門費計算は原則として左の手續に依る

- 一 個別原價計算に於ける製造間接費要素及綜合原價計算に於ける總ての製造原價要素又は主要原料費を除きたる製造原價要素を製造及補助の關係各部門に賦課又は配賦す
- 二 次で總ての補助部門費又は一部の補助部門費を製造部門に配賦し以て製造部門費を計算す、工具製作部は部門費計算上原則として製造部門に準ず

第二十九 部門個別費と部門共通費

個別原價計算に於ける製造間接費要素及綜合原價計算に於ける總ての製造原價要素又は主要原料費を除きたる製造原價要素は部門配賦手續上之を部門個別費と部門共通費とに分つ

部門個別費とは特定の部門の費用にして直接に當該部門に賦課する原價要素を謂ふ、例へば特定部門の補助材料費、賃金、機械及裝置の減價償却費、特許權使用等の如し
部門共通費とは多數の部門に共通的に發生し、各部門に間接に配賦する原價要素を

謂ふ、例へば建物減償償却費、建物火災保険料、家賃、地代、租税、旅費、通信費等の如し

部門個別費は各部門に於ける發生額に應じ當該部門に直接に賦課す、部門共通費は各原價要素に付各部門が享くる用役に應じ部門の面積、容積、従業員數、勞働時間數、生産數量、賃金額、固定資産の價格其他適當なる配賦基準に依り關係各部門に配賦す、配賦基準は各原價要素に付之を定むべきも金額大ならず且正確を要する程度の小なる場合には類似科目を一括して定むることを得

部門共通費要素の配賦基準は同一業種及同一經營規模に在りては原則として之を統一す

第三十 補助部門費配賦

補助部門費の製造部門への配賦は原則とし左の孰れかの方法による

一 直接配賦法

直接配賦法に在りては各補助部門間に授受する用役は之を全く無視し總ての補助部門費又は一部の補助部門費を其の用役を享けたる製造部門に用役の程度に應じて直接に配賦す

直接配賦法の第一法は原則として總ての補助部門費を製造部門に直接に配賦する方法とす

此の場合製造部門への配賦基準、例へば左の如し

- イ. 動力部費 計量器に依り測定したる各製造部門の動力消費量、又は各製造部門掘付機械の馬力數若は馬力時間數其他適當なる配賦基準
- ロ. 用水部費 計量器に依り測定したる各製造部門の用水消費量其他適當なる配賦基準
- ハ. 修繕部費 修繕作業の單價を基礎として計算したる各製造部門の修繕額の比率其他適當なる配賦基準
- ニ. 運搬部費 各製造部門に於ける運搬物品の重量、運搬距離、運搬回數其他適當なる配賦基準
- ホ. 検査部費 各製造部門に於ける検査工の作業時間其他適當なる配賦基準
- ヘ. 材料部費 各製造部門への出庫材料の價額、重量其他適當なる配賦基準
- ト. 勞務部費、福利部費、各製造部門の賃金、従業員數其他適當なる配賦基準
學校、病院等の施設は之を獨立會計とし之に對する工場の負擔額を福利部費に

計上するを原則とす

チ. 試験研究部費 企画設計部費, 工場事務部費, 各製造部門の直接労働時間数
 其他適當なる配賦基準

直接配賦法の第二法は補助經營部門費を原則として直接に製造部門に配賦し工場
 管理部門費を直接に製品に配賦する方法とす

補助經營部門費の製造部門への配賦基準は前項に定むる所を適用す, 工場管理部
 門費の製品への配賦基準は第二款第三十四に之を定む

二 階梯式配賦法

階梯式配賦法に在りては補助部門相互間に授受する用役を比較し其の享くこと
 少なる方の用役を無視し最も多数の部門へ用役を提供し他部門より用役を享く
 こと最も少きものの順位に従ひ補助部門を階梯的に配列し此の順位に従ひ先づ第
 一順位にある補助部門の部門費を其の用役を享けたる他の補助部門及製造部門に
 用役の程度に應じて配賦し次に第二順位にある補助部門の部門費を其の用役を享
 けたる第三順位以下の補助部門及製造部門に享けたる用役の程度に應じて配賦し
 此の計算を繰返すことに依り補助部門費を最終部門たる製造部門に配賦し了るも
 のとす

各補助部門費の他部門への配賦基準は概ね直接配賦法に付定むる所を適用す

三 相互配賦法

相互配賦法に在りては補助部門相互間に授受する用役を測定し先づ各補助部門の
 部門費を其の用役を享けたる他の補助部門及製造部門に用役の程度に應じて配賦
 し次で各補助部門が他の補助部門より配賦せられたる額を製造部門に直接に配賦
 し基準は概ね直接配賦法に付定むる所を適用す

補助部門費は實際額を配賦す, 但し事情に依り動力部費, 用水部費, 修繕部費等
 は當該用役の豫定價格を以て配賦することを, 此の場合原價計算期末に於て生
 ずべき豫定價格に依る配賦額と實際額との差額は之を原價計算外の損益として處
 理す, 但し其の差額は一年又は一事業年度を通算して之を備少ならしむることに
 努むるものとす

補助部門費配賦の方法及配賦基準は業種, 經營規模及生産形態の實情に應じ適當
 に之を定む, 但し同一業種, 同一經營規模及同一生産形態にありては原則として
 之を統一す

第三十一 部門費計算の適用範圍製造過程が多数の部門より編成せられ且原價計算上

補助部門費の重要視せらるる工場に在りては各種の製造部門及補助部門を設け部門費計算を爲すを要す、但し製造過程單純なる工場に在りては製造部門の區分計算を補助部門費の重要視せられざる工場に在りては補助部門費計算を省略することを得

第二款 個別原價計算

第三十二 製造指圖書及原價計算表

個別生産を行ふ事業に在りては製品の生産單位毎に製造指圖書を製作し指圖書別に原價計算表又は原價元帳を設けて原價要素を集計し製品の原價を個別に計算す
一製造指圖書に依る生産を數個の作業に區分する場合には各區分作業に對して副指圖書を發行し製造原價は先づ之を區分作業に對する副指圖書等に集計し更に之を主指圖書に綜括し以て製造原價を集計す

第三十三 原價の集計

個別原價計算に在りては直接費は之を各指圖書に直接に賦課し間接費は原價計算期間における金額を集計し間接に指圖書を配賦す

間接費の配賦に當り部門費計算を爲す場合には本節第一款部門費計算の定むる所に依り間接費要素を先づ各部門に配賦し次で總ての補助部門費くは一部の補助部門費を製造部門に配賦し最後に各製造部門費を又は各製造部門費及製造部門に配賦せられざる補助部門費を指圖書に配賦す

部費計算を爲さざる場合には間接費は之を直接に指圖書に配賦す

第三十四 間接費の指圖書への配賦

間接費の配賦に當り部門費計算を爲す場合各製造部門に集計せられたる間接費は之を當該製造部門を通過する指圖書に配賦す、其の配賦基準は直接労働時間を以てす、但し機械作業を主とする場合には機械作業時間を、材料費又は賃金が製造原價の主たる部分を占むる場合には直接材料費又は直接賃金を以て配賦基準となすことを得部門費計算を爲す場合一部の補助部門費を製造部門に配賦せずして直接に指圖書に配賦する場合には原則として其の各々に付適當なる基準を設けて之を配賦す、例へば材料部費は各指圖書の直接材料費を、勞務部費及福利部費は各指圖書の直接賃金又は直接労働時間を、企畫設計部費、試験研究部費、工場事務部費は各指圖書に集計せられたる原價を夫々配賦基準と爲すが如し

間接費の配賦に當り部門費計算を爲さざる場合には間接費要素を一括し又は間接費要素を其の性質に依り數個の群に分類し夫々適當の基準に依り指圖書に配賦す、間接費の指圖書への配賦は前各項の規定に準據し業種、經營規模の實情に應じ其の方

法及配賦基準を適當に定む、但し同一業種及同一經營規模に在りては原則として之を統一す

第三十五 間接費の豫定率配賦

製造完了後直に其の製品の原價を計算し又は配賦手續を簡單ならしむる爲に間接費の指圖書への配賦は豫定率に依りて行ふ、此の場合原價計算期末に生ずべき間接費の實際額と豫定率に依る配賦額との差額は之を原價計算外の損益として處理す、但し其の差額は一年又は一事業年度を通算して之を尠少ならしむることに努むるものとす

第三十六 作業層

作業層は其の賣却價額又は利用價額を見積り之を直接材料費又は製造原價より控除す、但し必要ある場合には之を其の發生部門の部門費より控除することを得

第三款 綜合原價計算

第三十七 綜合原價計算の種類

綜合原價計算は製品を反復繼續して大量に生産する工業に適用する方法にして之を左の種類に分つ

一 單一工程綜合計算

單一工程綜合計算は製品を單一工程に依り連續的に生産する生産形態に適用するものにして原價計算期間に於ける總製造費用を集計して其の綜合原價を計算する方法を謂ふ

二 工程別綜合計算

工程別綜合計算は製品を數個の工程に依り連續生産する生産形態に適用するものにして原價計算期間に於ける總製造費用を工程別に集計して各工程の綜合原價を計算する方法を謂ふ

工程とは第二十七に定むる製造部門を謂ひ原則として製造過程に於て既實可能又は貯蔵可能の中間製品若は半製品の形成せらるる段階に應じて之を設く、工程は原價計算上必要ある場合には更に作業の段階に應じて之を數個の工程に細分す原料が各工程を通過し各工程は之に加工を施すに過ぎざる生産形態に在りては加工費工程別綜合計算(加工費法)を適用す

加工費工程別綜合計算とは總製造費用の中加工費のみを工程別に集計して工程の加工費を計算し原料費は直接に半製品又は製品に付計算する方法を謂ふ

三 組別総合計算

組別総合計算は品種の著しく異なる製品を組別に連続生産する生産形態に適用するものにして原価計算期間に於ける總製造費用を組別に集計し組別の総合原価を計算する方法を謂ふ

第三十八 総合原価の計算

総合原価計算に在りては総合原価計算表を設け原価計算期間に於ける総合原価を計算す

工場が製造及補助の各部門を設けて部門費計算を爲す場合には先づ總ての製造原価要素又は主要原料費を除きたる製造原価要素を關係各部門に賦課又は配賦し次で補助部門費を製造部門(工程)に配付し以て工程の總製造費用又は總加工費を計算す

工場が補助部門費計算を爲さざる場合には總ての製造原価要素又は主要原料費を除きたる製造原価要素を直接に工程に賦課又は配賦し以て工程の總製造費用又は總加工費を計算す

單一工程総合計算に在りては總製造費用に期始繰越仕掛品原価を加へ之より期末仕掛品現在高及副産物價額等を控除したるものを以て其の総合原価とす

工程別総合計算に在りては各工程の總製造費用に其の工程の期始繰越仕掛品原価を加へ之より其の工程の期末仕掛品現在高及副産物價額等を控除したるものを以て當該工程の総合原価とす、第二次工程以下の工程の總製造費用には前工程より振替られたる半製品の原価を原料費として算入す

加工費工程別総合計算に在りて各工程の當期の總加工費に前期繰越仕掛品中に含まるる當該工程の加工費を加へ之より期末仕掛品中に含まるる當該工程の加工費を控除したるものを以て其の工程の加工費とす

組別総合計算に在りては原価計算期間に於ける總製造費用を各組別に集計す、總製造費用の各組別集計に當りては總製造費用を直接費と間接費とに分ち前者は各組に直接に賦課し後者は個別原価計算に準じ適當なる配賦基準により各組に間接に配賦す、各組の總製造費用にその期始繰越仕掛品原価を加へ之より期末仕掛品現在高及副産物價額等を控除したるものを以て組別の総合原価とす

第三十九 仕掛品の評價

仕掛品とは原価計算期末に於て製品又は半製品の生産の爲に現に仕掛中のものをいふ

期末仕掛品現在高は仕掛品に含まるる主要原料費及加工費を各別に算出し評價する

を原則とす

主要原料費に付ては期末仕掛品の數量より其中に含まるる主要原料消費量を推定して其の價額を算定す、加工費に付ては仕掛品の仕上り程度の完成品に對する比率を定め之を仕掛品現在量に乘じて仕掛品の完成換算數量を算定し當期加工費總額を期末仕掛品の完成品換算數量と當期に於ける完成品數量との比例に依り仕掛品と完成品とに按分して仕掛品の加工費を算定す、仕掛品は前記の手續に依り評價すること困難なる場合には仕掛品の中に含まるる主要原料費又は勞務費を算定し之を以て評價することを得、仕掛品の數量が每期略等しき場合には之を原價計算外に置くことを得

第四十 副産物

副産物は其の評價額を主産物の製造費より控除す

副産物とは主産物の製造過程より必然に派生する物品を謂ふ

副産物の評價は原則として左の方法に依る

- 一 副産物にして其儘外部に賣却し得るものは賣價豫想額より保管費、販賣費及通常の利益の見積額を控除したる額を以て之を評價す
- 二 副産物にして加工の上賣却し得るものは加工製品の賣價豫想額より加工費、販賣費及通常の利益の見積額を控除したる額を以て之を評價す
- 三 副産物にして其の儘自家消費せらるるものは之に因りて節約せらるべき物品の購入豫想額を以て之を評價す
- 四 副産物にして加工の上自家消費せらるるものは之に因りて節約せらるべき物品の購入豫想額より加工費の見積額を控除したる額を以て之を評價す
副産物の價額大ならざるものは前項の手續に依るを要せず之を賣却して得たる収入は原價計算外の利益と爲すことを得
作業屑其の他の不用品の處理は副産物に準ず

第四十一 等級別製品計算

等級別製品計算は同種製品を等級に區別し工程又は組別の綜合原價を等級別に分割して各等級製品の原價を計算する方法を謂ふ

等級別製品計算に在りては各等級の製品に付豫め等價比率を定め之を各等級製品の生産量に乘じたる積數の比を以て綜合原價を按分し以て各等級製品の原價を計算す
等級比率は原則として各等級製品の重量、長さ、面積、純分度、熱値、硬度、各等級製品に含まるる主要原價要素の標準消費量（例へば主要原料の標準消費量又は標

準主要労働時間)等數量的尺度又は標準調査に依り算定したる原價を基準とし適正に決定す、但し適當なる數量的尺度又は標準調査に依り算定したる原價を見出すこと不可能又は困難なる場合には各等級製品の正當市價を基準として等價比率を決定することを得

等級別製品計算は工程に於て同一原料より主副を明確に區別し得ざる異種の製品即ち聯產品を連續生産する生産形態に之を專用す、聯產品の等價比率は各聯產品の正當市價等を基準として決定す、聯產品にして加工の上賣却し得るものは加工製品の賣價豫想額より加工費の見積額を控除したるものを以て其の市價と看做す

第四十二 綜合原價計算の適用

綜合原價計算を適用するに當りては第三款に定むる所に依り業種、經營規模、生産形態の實情に應じ其の計算方式を適當に定む、但し同一業種、同一經營規模及同一生産形態に在りては原則として之を統一す

第二節 一般管理及販賣費の計算

第四十三 販賣直接費及販賣間接費

販賣費の要素は之を販賣直接費販賣間接費とに分つ、販賣直接費とは販賣費要素の中特定賣上品の販賣に要したる費用にして當該賣上品に直接に負擔せしむるものを謂ひ、販賣間接費とは多數の賣上品に對し共通的に發生し賣上品に直接に負擔せしめざるものを謂ふ

第四十四 一般管理及販賣費の配賦

販賣直接費は之を當該賣上品に賦課す

一般管理費は之を販賣間接費と一括して配賦するを原則とし此の場合には一般管理及販賣間接費は賣上品の製造原價を基準として賣上品に配賦し又は製品、半製品等の製造原價若は加工費を基準として製品、半製品等に配賦す

一般管理及販賣間接費の配賦は豫定率に依ることを得、配賦差額の處理に付ては第三十五間接費の豫定率配賦に關する規定を準用す

一般管理費を販賣間接費と區別して處理する場合には一般管理費又は販賣間接費の配賦は第二項及第三項に準ず

一般管理及販賣間接費は必要ある場合には各種の原價部門を設けて部門費計算を行ひ次で製品又は賣上品に配賦することを得、一般管理及販賣費の配賦は同一業種及同一經營規模に在りては原則として之を統一す

第四章 工業會計の勘定及帳簿書類

第四十五 工業會計と原價計算との關係

工業會計は單に外部に對する營業取引のみならず内部における經營活動をも記録計算する諸勘定を設け原價計算との關聯を保つべきものとす

第四十六 勘定組織

工業會計に於ける勘定組織は業種、經營規模其の他の實情に應じ適當に之を定むべきも概ね左の基準に依り分類す、但し同一業種及同一經營規模に在りては原則として之を統一す

一 靜止勘定

靜止勘定とは原則として事業年度計算にのみ關する勘定にして事業年度中は特別の場合の外記帳せられざるものを謂ひ固定資産及資本勘定の外長期の債權及債務勘定を含む

二 財務勘定

財務勘定とは現金取引及短期信用取引に關する勘定を謂ふ、例へば現金、預金、賣上債權、買入債務、短期借入金等の勘定之に屬す

三 原價計算外損益勘定

原價計算外損益勘定とは事業の目的たる製品の製造及販賣に關聯せざる損益要素に關する勘定を謂ふ、例へば偶發事故に因る損失、財産評價損、貸倒失、法人税、營業税、寄附金、利息等の勘定之に屬す

四 製造原價要素勘定

製造原價要素勘定とは製造原價要素に關する勘定を謂ふ、例へば材料勘定、材料費勘定、賃金勘定、給料勘定、各種費要素の勘定之に屬す

五 部門費勘定

部門費勘定とは部門費を集計する勘定を謂ふ

部門を區別せざる個別原價計算の場合には別に間接費を集計する勘定を設く

六 製造勘定

製造勘定又は仕掛品勘定とは製造原價を集計する勘定を謂ひ工程別綜合計算に在りては各工程の勘定は各工程の製造原價を集計する勘定たるものとす

七 製品半製品勘定

製品半製品勘定とは製品、半製品、仕掛品、副産物、作業屑等の受拂を整理する

勘定を謂ふ

八 一般管理及販賣費要素勘定

一般管理及販賣費要素に関する勘定を謂ふ

九 一般管理及販賣間接費勘定

一般管理及販賣間接費を集計する勘定を謂ふ

十 差額勘定

材料費、賃金、製造間接費、一般管理及び販賣間接費等の計算を豫定に依りて爲す場合其の實際額と豫定額との差額を處理する勘定を謂ふ

十一 賣上品總原価勘定

賣上品總原価勘定とは賣上半製品、賣上製品の總原価を集計する勘定を謂ふ

十二 賣上勘定

賣上勘定とは半製品、製品、仕損品、副産物等の賣上に關する勘定を謂ふ

十三 月次損益勘定

月次損益勘定とは事業本來の目的たる製品、半製品等の賣上に因る賣上損益を月次に計算する勘定を謂ふ

十四 年次損益勘定

年次損益勘定とは事業全體の損益を年次に計算する勘定を謂ひ賣上損益の外營業外損益を計算するものとす

第四十七 帳簿書類

原價に關しては概ね左記各號の帳簿書類を設けて之を記録計算す、但し其の細別、名稱、記録、内容等に付ては業種、經營規模、其の他の實情に應じ適當に之を定む

一 製造命令に關する書類

二 材料及材料費に關する帳簿書類

三 勞務費に關する帳簿書類

四 経費に關する帳簿書類

五 部門費の計算に關する帳簿書類

六 製造原價の集計に關する帳簿書類

七 製品、半製品、仕損品、副産物、作業屑等に關する帳簿書類

八 一般管理及販賣費に關する帳簿書類

九 總原價に關する帳簿書類

十 賣上に關する帳簿書類

(完)



昭和十七年一月二十日 印刷
昭和十七年一月廿五日 增補四版發行

著 者 之 印

工業簿記大綱 [定價 八拾錢]

著 作 者	山 下 勝 治
發 行 兼 印 刷 者	吉 田 信 造 <small>京都市三條通廣道東</small>
印 刷 所	叢 文 化 時 報 社 印 刷 部 <small>京都市東區藤小路上一</small>
配 給 元	日 本 出 版 配 給 株 式 會 社 <small>京都市神田區深路四ノ九</small>
發 行 所	<small>日本出版文化協會會員番號110167番</small> 晃 文 社 <small>京 都 市 三 條 廣 道 東 振 替 京 都 一 一 九 一 五 番</small>

566

